
令和3年大和町議会9月定例会議会議録

令和3年9月8日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	子 育 て 支 援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	健 康 支 援 課 長	櫻 井 和 彦 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	農 林 振 興 課 長	遠 藤 秀 一 君
代 表 監 査 委 員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	教 育 総 務 課 長	文 屋 隆 義 君
ま ち づ くり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。ただいまより本会議を再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番児玉金兵衛君、4番佐藤昇一君を指名します。

なお、クールビズ期間ですので、上着を取っていただいて結構ですので、よろしくお願ひします。

議 長 (高平聡雄君)

ここで暫時休憩します。この間におきまして傍聴席に割当てがなされている議員の皆さんはご移動をお願いします。完了次第再開をさせていただきたいと思ひます。

午前 9時59分 休 憩

午前10時00分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

9番今野善行君。

9 番 (今野善行君)

それでは本日第1号で一般質問させていただきます。

まずは1件目です。

盛土による土砂災害対策についてであります。

昨日、町長からもお話しありましたが、熱海市の土砂災害で亡くなられた方、それから被災された方にお悔やみを申し上げますとともに、早急な復旧復興をご祈念申し上げますところでございます。

それでは早速ですが、盛土による対策について質問をさせていただきます。

去る7月3日、熱海市の観測地点で48時間に321ミリの降雨量を記録、この大雨が浸透し、大量の盛土が崩落、伊豆山区の大量の土石流の発生につながったとされます。131棟の住宅が巻き込まれ、多くの犠牲者が出るという痛ましい大規模災害が大きく報じられたところであります。台風シーズンを目前にし、近年の線状降水帯の発生などによる土砂災害が懸念される中、本町内にも建設残土と思われる盛土が行われている光景を目にします。盛土などに関連し、以下の点について伺います。

1つ、本町における類似事案はあるのか。また、自治体によっては独自の調査を始めたところもあるようだが、本町の対応は。

2つ目、盛土に係る対応は県との関係や宅地造成、廃棄物処理、農地整備などに関連する所管課にまたがると思われますが、関係機関も含め、連絡調整や指導監督などの連携はどのようになっているか。

3点目です。ハザードマップを見ると、町内には数多くの土砂災害特別警戒区域や、土砂災害警戒区域がある。その近隣には住居が存在するが、大雨などの情報に、当該住民に避難などの対応を直接知らしめるというような対応はしているかということでお伺いします。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

おはようございます。今日もよろしく申し上げます。

さきほど議員からもお話がありましたけれども、このたびの熱海市で発生しました土石流によりまして災害によりお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げ

げますとともに、被害に遭われました方々の一日も早い回復をお祈りするところでございます。

それでは今野議員の盛土による土砂災害対策についてに関するご質問にお答えいたします。

静岡県熱海市で発生いたしました土石流の原因等につきましては、現在、静岡県等により調査が行われ、その調査結果が今後公表される予定と報道されております。土石流につきましては、今回被害を受けました伊豆山地区住民、住宅地の上流部にある山の斜面部に盛土した土砂が崩落して、土石流が発生したと言われており、約4万8,000立方メートルの土砂が下流部の住宅地に押し寄せたものでございます。

静岡県では、工事の目的や規模による土砂、土の採取等の行為を行う場合、静岡県土採取等規制条例に基づき、届出を行うことになっております。土砂崩落箇所につきましては、土地面積が約0.9ヘクタール、盛土量約3.6万立方メートルとしまして、他工事で発生しました発生土によりまして盛土を行う計画で、関係自治体であります熱海市に届出があったものと言われております。

条例によりますと、盛土等の施工基準を静岡県独自で設定しておりまして、それによりますと盛土の高さは15メートル以内、盛土勾配は土質により1対1.5から1対2.0にて行うものとなっております。しかしながら、報道等によりますと、当該箇所の盛土の高さは基準の3倍相当の約50メートル、盛土量につきましても、届出がある約3.6万立方メートルの1.5倍以上があったものと言われております。

初めに、1 要旨目の本町における類似事案はあるか、本町の対応は、についてでございます。

本町内で山の斜面部において、高さ50メートルほどの工事残土で盛土した箇所の存在につきましては、町といたしましては把握していない状況にあります。しかしながら、今回の災害を受けまして、国土交通省が国土地理院と協力し、国土地理院が整備済みでありますデジタルマップを利用して、全国における概略的な盛土可能性箇所の抽出を行うこととされております。それにより、抽出された箇所について、関係省庁や地方公共団体に同情報が提供され、その後、盛土箇所の調査について、関係省庁と連携しながら進めてまいりますと公表しております。

このことから、町としましても、国や県の動向を注視し、歩調を合わせて進めてまいりますと考えております。

次に、2 要旨目についてでございます。

初めに、一定規模の宅地造成等に伴う盛土については、都市計画法による開発行為

と成り、市街化区域において、面積1,000平方メートル以上、市街化調整区域においては、面積に関係なくあらかじめ知事の許可を受けることが必要となります。許可に当たっては、県から町に対しまして、開発行為の事前調査票が送付され、相互に情報を共有することとなります。また、開発行為については、都市計画法の許可とは別に、町独自に開発指導要綱を定めており、町内全域を対象に1,000平方メートル以上の敷地に対して開発行為を実施する際には、開発者に事前協議を求めています。事前協議後には、都市計画法の開発許可と並行して、庁内関係部署で構成されます開発審査会にて内容の審査をし、適正と認められた場合、開発者と環境保全等の事項を記載した開発協定を締結して、事業を実施していただくこととしております。開発行為により、事業が完成した場合は、県及び町がそれぞれ適正に施工されたかどうかの検査を実施いたしますが、この際には県からは町の完成検査状況の確認が行われ、町としては県の検査の合否が判明するまで、検査済みを交付しないものとしております。

次に、廃棄物処理について、これは建設発生土のことと思われませんが、県の土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づき、3,000平方メートル以上の土地へ土砂等の埋立て等を行う場合は、施工者はあらかじめ知事の許可を受ける必要がございます。許可後、施工する場合には管理責任者の設置、標識の掲示及び境界標の設置、土砂管理台帳の作成、定期報告の義務を負うこととなり、義務不履行の場合につきましては、許可取消しや停止命令の行政処分、さらに悪質であれば2年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられるものとなります。

また、条例では県は町と協力して、土砂災害の防止を図る施策を推進することになっており、町としましては道路パトロールや住民の皆様からの通報などにより、不法な盛土を発見した場合は、県と連携して適切な対処を求めていくものでございます。

最後に農地整備でございますが、農地の生産性向上の適正な利用を図ることを目的として、農地の地形変更を行う場合には、農業委員会会長宛てに農地の形状変更届書を提出していただいております。盛土等の形状変更を行う場合には、農地転用工事及び開発行為等の区分を行うものであります。工事を行う際には盛土行為等や完了時におけます盛土流出により、既存水路の機能を損なうことがないように、関係する部署におきまして連携し、指導しているところでございます。

次に、3要旨目の土砂災害警戒区域に関する質問についてでございます。

本町内には、土砂災害警戒区域が179か所あり、そのうち土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が158か所ございます。土砂災害警報等につきましては、気象庁と都道府県が共同で発表することになりますが、その情報につきましては、1キロメ

一トール四方の領域、メッシュ上で1キロ四方になるわけですが、その領域でその危険度が公表されます。その危険箇所に土砂災害警戒区域が含まれているか等についても確認することができ、それを受け、町としての対応を行っております。

特に土砂災害に関する大雨警報が発表される場合には、先に述べましたとおり、1キロメートルメッシュで公表されますので、町としてその危険箇所を把握し、警戒レベルに応じ、住民に対し警戒や避難等に関する情報を提供することになります。その伝達方法につきましては、防災無線、登録制メール、防災速報、エリアメールなどのほか、警戒区分対象エリアなどにより異なりますが、各地区の区長さんや消防団員の方などによる戸別訪問も含め、的確に情報伝達を行うこととしております。なお、避難につきましては、暗いときの移動は危険を伴いますので、早め早めの行動を心がけ、避難所への避難のみならず、安全な親戚や知人宅など、難を避けることができる場所への移動、さらには外へ出ること自体が危険なことも想定されますので、自宅内でもより安全な場所への移動、垂直避難も含めて対応することが大切であると、このように考えております。

以上です。

議長（高平聡雄君）
今野善行君。

9 番（今野善行君）

それでは再質問に入らせていただきます。

熱海市の土砂災害の事例では、一気に雨が降ったというよりも、一定期間大した雨ではない、20ミリ以下の雨が二、三日続いて、その後に最後にどっと降って、この土砂崩れになったという報道がありました。そういう状況というのはこの近年の異常気象が常態化といたしますか、どちらが異常気象だか分からないような状況にありますけれども、そういう中でのこの自然災害の激甚化が数多く出てきているという現状があります。

この盛土に関しても、一度盛土をされるとこの是正が非常に厳しい、直してくれと言ってもなかなか難しい部分があるんだろうと思っております。そういう意味で、災害の未然防止とか早期発見、あるいは早期対応が必要ではないかなと考えまして、今回一般質問をさせていただいたところであります。

まず1要旨目ではありますが、この盛土に関連して調査関係ではありますが、要旨にも

書いていましたけれども、国のほうでは調査をしたいという記事がありました。要はそれこそ9月で台風シーズンが来るだろうとなっているわけではありますが、その中で町独自としてのこの調査、これも必要ではないかなと思うのでありますが、その辺の対応をどうお考えになっておられるかお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

調査といいますか、危険箇所というのは一応といいますか、指定をされておるところでございます。それにつきましては、そういった大雨とかそういったときの巡回とか、そういった対応はしているところでございます。改めてそういった50メートルとか、そういった規模のものにつきましては、先ほど申しましたとおり、町のほうで現状を把握していない状況でございます。今、これも繰返しになりますが、国のほうで地理院のほうの昔からの年代によった中での変化を調べて、そのことについて各自治体にそちらからも報告があると聞いております。

今、分かっている部分につきましては、そういった形での巡回といいますか、雨が降ったりそういったときには危険箇所等々について、巡回でそういった巡視はしているところがございますが、そういった具体的なこの場所といったものにつきましては、まだ把握できていない部分もございますので、国のそういったものの情報をいただいて、そのことについての対応をどうすればいいのか、その状況を見ながら検討していかなければいけないのではないかと考えております。

議 長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 （今野善行君）

そういうことは、おっしゃることは理解するところでございますが、この盛土に関しては、なかなか把握できない部分も確かにあるんだろうと思います。それこそリスク管理じゃないですけども、やっぱり早期発見、早期対応というのが必要かなということで、調査の必要性を申し上げている訳なんです。この調査に当たって国のほうは、先ほどありましたように、国の調査はデジタル化したマップに基づいて対応、

調査をしたいという概要ですか、調査するということが言われているようでありますが、この調査がデジタル化した地図が始まったのが平成何年かな、あまり古くはないんですよね。そういう意味ではそれ以前のものは、なかなかこれとは比較できないという話もあるようでありますので、そういう意味でそういう危険箇所、あるいは盛土等の状況等について、いち早く調査をすべきではないかなと思うところであります。そういったギャップの部分も含めて、もう一度お願いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在、町で指定されている箇所というものは当然把握しているわけでございます。それにつきましては、そういった情報等の収集とか、そういったことはやっております。やっておりますといいますか、情報をいただいて、そういった場所については対応しなければいけないと思っておりますし、あと雨が降った場合とか、そういったときにつきましては、そういった危険な箇所という、町で把握している部分についてのそういったチェックといいますか、巡視といいますか、そういったことはやっておりますが、なおこの場所が特に危険といいますか、そういったチェックというところまではまだやっておりませんので、どういった形でできるのか、今巡視をしている中で、また雨が降ったときにそういった斜面が崩れたとか、そういった情報もいただきますので、そういった対応、あるいは住民の方々からの情報とか、そういったものをお聞きしながら対応していかなければいけないと思っております。巡視というか、やっていないということではなく、そういったものについての常日頃のそういった管理といいますか、そういったことにつきましては、大雨とかそういったときには監視をしているところでございますので、あとはそういった情報とか収集しながら対応を考えていかなければいけないのではないかと思います。

議 長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 （今野善行君）

普段のそういう対応については理解するところであります。こういう状況といいま

すか、情勢なので、そういう巡回あるいはパトロールした記録といいますか、この辺が危険だとか、そういった記録も残しておいて、いざというときにそれを参考にするような取組をお願いしたいところでございます。

次に、2要旨目に入りたいと思います。

2要旨目については、盛土に関して県では土砂等の埋立て等の規制に関する条例を制定しております。これもやっぱり県としては、全国的にこの建設工事残土等の土砂の管理が不十分で、いろいろな災害が起きているなど。そういう背景を受けて制定したようでございますけれども、何とこれは令和2年の4月1日施行ということで、昨年から制定されたということでございます。そういう意味では、それ以前のものについては、なかなか十分な規制とかチェックができていなかったのではないかなという思いがあります。

そういう中で、この盛土に関して、いろいろ例えば宅地造成については、宅地造成規制法とか、国土交通省で出しているものですが、そういう法律とかあるいはいろいろなガイドラインが制定されていて、ある程度整備され、それに基づいて工事がされているのかなと思っておりますが、本県でもちょっといつか忘れましてけれども、かの古い団地ではなかなか崩れた、緑が丘団地でしたかね。仙台のほうの。そういう事例もある中でございますので、今回宅地については町内は比較的安心していいのかなと思っているところであります。

この県の条例の第6条に、市町村と連携してと。答弁にもございました。と規定してありますが、この連携の内容ですね、具体的にこういう部分で連携する、あるいは連携のシステム化といいますか、何かそういうのは町のほうに来ているのかどうか、お伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
県との連携ということにつきましては、担当課の課長から説明させます。

議 長 （高平聡雄君）
都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

ただいまの今野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

県の土砂等の埋立て等の規制に関する条例、こちらのほうですね、県の環境生活部の循環型社会推進課というところで担当してございまして、今、今野議員でもお話でもあるとおり、令和2年の4月から施行というものになってございます。こちら町との連携ということでございますが、打合せした中身で、基本的にはあれは問合せすればあちらでは大和町で何件あるという形は教えていただけるような中身になっていきますので、あれはそういった形で確認しながら行くと。ただほかにも質問の中の回答にもございましたが、やはりその3,000平米以上である程度の盛土があった場合につきましても、県のほうにも情報をいただきたいというお話もございまして、住民の皆様からいただいた意見とか、あとは気づいたところがあればそのところについては盛土がされているのでというような情報の共有を図ってまいりたいという形での連携という形になってございますので、よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

今野善行君。

9 番（今野善行君）

県としてはそういうことであるかと思いますが、現場を管理する町としての対応というものもやっぱり求められてくるんだろうなと思います。県でこの条例で制定しているのは3,000平米以上なんですね。それ以下の分はじゃあどうするんだという部分もあるだろうし、先ほど課長からありましたけれども、それ以外についてもという情報を共有したいというお話がありました。それはそれで具体的に進めていただければと思いますけれども、前段でも申し上げましたけれども、そういった部分のやっぱり管理をしておかないと、いざというときの対応が難しくなるのかなと思いますので、そういう上部機関との連携も含めまして、さらに町内の関係する課との連絡調整といえますか、そういう部分も大事になってくるのかなと思います。その辺の対応についてのお考えを伺いたいと思います。

議長（高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

県との連携、まず市内の連携ということで、これは大切なことだと思っております。これまでも都市計画法の開発とか、あと農地法の開発、そういったことがあった場合には、委員会でみんな担当課が集まって、それについての意見交換なり、またはその許可に対しましてもそこで検討しているところでございます。今まで盛土の中で崖とかそういったことでのケースはあまりなかったもので、そういった具体的にこの頃そういったことをやったかという、そういった事例は今のところないところでございますけれども、崖崩れとかそういった盛土の被害、災害が非常に大きくなっているということも鑑みれば、そういったことにつきましても、面積の大小にかかわらず、そういった事例があった場合にはそういった課内、役場内でその意見、情報を共有した中で、監視といいますか、そういったことはしっかりやっていかなければいけないと考えております。

議 長 （高平聡雄君）

今野善行君。

9 番 （今野善行君）

ぜひその連携が取れる体制を構築しておいていただければと思います。この盛土の災害については、単に崩れて人的災害とか、あるいは住居に関わるような災害は今のところ出ていないようでございますけれども、ただ盛土されたものがやっぱり大雨とかによって流出して、河川を止めてしまうとか、あるいは道路を塞いでしまうとかということが考えられると思います。そういう箇所もないこともないと思っておりますので、それらも含めてやっぱり今言った部分の対等と場所、箇所づけといいますか、チェックの体制をお願いできればと思っております。

それから次に、農地に関連してやります。農地については、盛土関係といいますか、に関しての法律というのはいっぱいあるんだね。いろいろ調べますと。直接はどうか分かりませんが、砂防法とか自然環境保全法、それから森林法、地滑り等防止法とか、あと農地法関係とか、そういうふうにいっぱいあって、この農地についてであります。農地の場合は、先ほどもありましたが、基本農地の可有に主眼が置かれている。農地におけるこの盛土の扱いのようになっているようであります。例えば田を畑地化するといったような農地の生産性の向上を目的にして盛土をするという目的で盛土の許可届出を受けているんだろうと思います。そういう意味では、実際に実態を見えています

と、例えば乗り入れの道路よりも高くなっていたり、そういうところも目にするところがございませう。それが本当に農地の改良に当たるのかどうかというのはちょっと疑問に思うし、そういうところで農地として利用が本当に続けられるのかなという疑問もあるところであります。そういう状況をどのように確認しているのか、それからきちんとした改良届けの中には、計画書とかも入っているんですね。そういうのと照らし合わせてといいますか、どういう指導なりあるいは監督をしているのか、お伺いしたいなと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長（浅野 元君）

農地の整備といいますか、これ町ももちろん関連するんですけども、農業委員会
が窓口といいますか、なっておりますので、担当課のほうからお答えします。

議 長 （高平聡雄君）
農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

ではただいまの今野議員の一般質問でございますけれども、俗に農地の盛土届と言
っていますけれども、農地の現状変更届というのが正式な名称でございます、農地
の耕作条件の改善を目的に、6か月以内に終わるような簡易の工事ということで、通
称どっちかといいますと低い土地ですかね、あとは耕作放棄地になったところとかの
低湿地を盛土して道路ぐらいの高さまでして、以前は田んぼでつくっていたところも
畑地化してご利用いただくようなケースということで、あくまでも6か月以内の簡易
な工事というものの届出でございます、ただ最近多いのがやっぱり6か月で終わら
ないような、届出があった方にも確認するんですけども、これ6か月で終わるん
ですかということを確認して受付はするんですけども、終わらなくて期間延長ですか、
そういった工事も散見されておるのは事実でございます。それでそういったものにつ
いて、計画書とか見まして、あと最後はやっぱり盛土届完了届というのを出して
いただきまして、終わったら一応現場のほうは確認していただくということでござい
ます。あと農業委員会の見解といたしましては、今盛土届、基準が町で要綱がありますけれ

ども、さっき言った節度の高さの要件とか、面積規模ですね、そういったものの取り決めというのが大和町の農業委員会の分はないものですから、そういったものは今後、農業委員会、農地利用最適化委員なども含めて議論して、要綱の改正とか、そういったことまで踏み込んでいければということでございます。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 （今野善行君）

農林水産省では経営基盤強化ということで、農業者の農地を農地として使う考え方も言われているわけでありまして。そういう意味で今、ご答弁あった内容で、しっかり指導監督をしていただければなと思います。要するに計画を、期間とかは別にしても、盛土の高さとか、その計画を上回るような場合の指導というのはやっぱり必要なのかなと思っておりますので、そういう部分の指導も徹底していただく必要があるのかなと考えているところであります。そこで市町村によっては、同じような条例を制定しているところがあるようでありまして。ちょっと県内はよく把握していないんですけれども、県は3,000平米以上だとなっていて、町の例えば条例をつくれればその中では3,000平米以下とか、そういった基準をつくって、丁寧な対応の仕方を規定して対応しているという市町村もあるようでありまして。

それから農地の関連に関しては、農地改良取扱い要領とか、あるいは農地改良の適正化に関する指導要領とか、そういったものも制定して、農業者なり盛土をする方に周知を徹底して、適正な管理ができるように指導しているところもあるようでありまして、こういった条例等の制定をするお考えについてお伺いしたいなと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回県のほうで令和2年に制定したということでございます。こういったものの考え方の整理というのは、これから必要になってくるんだと思います。先ほど農業委員会の要綱といいますか、そういったものにつきましても改めて面積等々検討も考えなければいけないというお話もございました。町と農業委員会と2つありますが、この

整合性も取らなければならないものですから、農業委員会等ともそういったことについて、今後どうあるべきなのか、そういったことにつきましてもいろいろ議論させてもらいたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 （今野善行君）

ぜひそういう方向で整備いただければと思います。

3要旨目であります。これハザードマップとの関係でございますけれども、これ本当に土砂災害防止法とか、そういうものに関連するようではありますが、直接盛土等とは関係がないような気もするんですが、いずれ盛土との絡みも含めて、土砂災害の一環だということで、いろいろな制限も規制もあるようでございます。この町のハザードマップを見る限り、土砂災害特別警戒区域とか災害警戒区域、これについてはハザードマップに載っているんですね。これを見ますと、その区域の下のほうに、下というか地図上ですね、住居があったりというのがあります。そういう意味ではそれこそ住民の生命と財産を守るという観点からも、いち早い情報提供が必要なのかなという思いがありますので、今、防災無線とかそういうもので徹底しているというお話ではあります。いろいろな今回の熱海の土砂災害の状況から見ますと、情報の提供、それからどのタイミングでそういう情報を流したらいいかというのはやっぱり非常に大事なのかなという気がします。そういう意味では、この場所を住民の方に直接情報が伝わる方策をやっぱり考えておく必要があるのかなと思います。その辺の対応についてちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この情報というものにつきましては、かなり細やかに面積といいますか、エリアが特定した形での情報が今もらえるといいますか、そういった制度ができております。1キロメートル四方ということでありますので、そういったことが分かりますので、そういったことの情報をできるだけ早くということだと思います。町ですとどうして

も防災無線とか、そういったことが一番早いといいますか、という状況になってまいりますので、地元の方々の区長さんとか消防団の方々にということもありますけれども、やはり今、エリアメールとか、そういったものが一番早く、一番早くといいますか、そういった形のもの、速やかにみんなに行くというのではそういった方法があるということであります。今、防災速報とかそういったことでやっているところがございますが、いろいろアプリを入れることによって、こっちから聞き込みもできるとか、そういったこともできるシステムも随分出来上がっておりますので、そういった進めということとか、あとそういった登録制のメールとかそういったこと、そういったものを進めていくことが方法の1つではないかと考えております。

議長（高平聡雄君）
今野善行君。

9番（今野善行君）

答弁にありましたように、この土砂災害特別警戒区域、町内には158か所もあるということであります。この158か所の中に住居が関連するところがどのぐらいあるのかちょっと分かりませんが、そういった部分で先ほど申し上げましたように、いち早く伝達できるシステムをやっぱりつくっておいて、大事に至らないようにしてほしいなと思います。そういう意味では住居の状況とこの警戒区域との関係で、やっぱり箇所づけをきちんとしておいて、整理をお願いできればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。最悪の事態にならないことを願っているところであります。

次に、2件目に入りたいと思います。

コロナ感染拡大に伴う対応についてであります。

最近のコロナ感染者の状況、これもいっぱいありますが、過去最多などの報道が連日なされ、宮城県においても爆発的な感染が増えている。感染拡大を踏まえ、蔓延防止等重点措置が宮城県に適用され、ご案内のように先日は緊急事態区域に入れられているという状況であります。特に感染力が強いと言われるデルタ株のL452R変異株については、報道によりますと98%を超える感染者数が、陽性率ですか、確認されている状況であります。本町においても令和2年の感染者数は10名でありましたが、もう今年の8月23日時点のデータであります、121名、現在151名になっているという状況にあります。この爆発的な増加と言っても過言ではない状況があります。この

ような状況にあつて、以下の本町の対応についてお伺いします。

1つ、本町における感染者について、既感染者、再感染者の状況、ワクチン2回接種者の感染の状況を把握しているのかどうか。

2点目、最近、20代未満といいますか、10代の方の感染者が急増しているという報告があります。夏休み明け、既に明けているんですが、学校が再開されておりますけれども、学校内でのクラスターの発生が懸念されております。本町として対策はどのようにお考えになっているか、お伺いします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それではコロナに関係したご質問でございます。

全国におけます新型コロナウイルス感染症発生状況につきましては、本年5月上旬をピークとする第4波の後に、一旦6月末には小康状態に落ち着きましたが、7月に入り感染が急拡大し、7月31日に全国で1万2,342人と過去最多を更新すると、感染の勢いはさらに加速しました。8月20日には2万5,876人と、過去最多を更新しております。宮城県でも、8月25日に過去最多の301人の感染が報告されました。今が5回目の流行の山、第5波の渦中にあります。

本町でも、8月以降、ほぼ連日感染者が確認されておまして、9月5日現在で、お話にありましたように151人、第5波と言われている7月以降で56人と、約2か月間で3分の1以上がこの期間での確認となっております。

宮城県も含め、緊急事態宣言が21都道府県、重点措置が12県に適用される大変厳しい状況にあり、医療現場は災害レベルにあるとも言われております。今以上の感染拡大を阻止し、終息へ向かうためには、皆様1人1人の意識、行動が不可欠でございます。ぜひ、ご自身、ご家族の命を守るために、感染拡大予防のための行動を、この場においてもお願いさせていただきたいと思っております。

1 要旨目でございますけれども、感染者、接触者の調査、事後観察及び入院調整等につきましては、宮城県が、保健所でございますが、行うこととされておまして、本町は塩釜保健所黒川支所がその役割を担っていただいております。ご質問の再感染、ワクチン2回接種後の感染の状況につきましても、保健所が感染者から聞き取りを行っているとのことですが、新規感染者はもとより経過観察

対象者の急激な増加により、全ての情報を整理し切れていない状況にあります。保健所との情報交換の中では、8月以降に感染が確認された高齢者の方については、ほぼ2回接種を終えた方であるとの話をいただいております。本町では8月以降、60代以上の感染者は5名確認されております。また、仙台市を除く県全体は、8月28日時点で1回接種を終えた方で161名、2回接種を終えた方で152名が感染しております。なお、再感染については、管内では事例がないとのことでございます。

引き続き保健所との情報交換、情報共有を密にして、町民の皆様の感染拡大防止につなげるよう努めてまいります。

次に、2要旨目についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、デルタ株への置き換わりが進む中で、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎え、最近の感染者数の増加に伴い、児童生徒等の感染者数につきましても、増加が懸念されております。

小学校、中学校においては、これまでも学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式等に従い、感染症対策に取り組んでおりますが、2学期の教育活動が始まるに当たり、改めて各学校長に対しまして、8月24日に学校における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等についての通知を行いました。きめ細やかな感染予防対策を講じてもらうため、日常生活においては、健康観察、マスクの着用、手洗い、消毒、換気を徹底するとともに、大声での会話は控える、密となる集会は避け、学級単位の活動を基本とし、複数の学級等での活動については、十分に感染予防対策を講じて実施する。児童生徒や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には、登校、出勤しないと文部科学省から事務連絡、これは8月20日付でございますが、の確認をお願いをしております。

また、保護者の理解と協力が大切になりますことから、情報の発信と感染予防対策意識の共有をお願いし、保護者に対しても家庭内での感染予防についての協力を文書にてお願いしております。今後も、国、県の通知を踏まえ、庁内関係各課と連携し、感染予防に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長 (高平聡雄君)

今野善行君。

9番 (今野善行君)

ご答弁あったとおりで、ぜひこの部分は徹底していただきたいと思います。

今回取り上げた理由ですが、この2回接種と再感染者の関係でございますが、これはブレイクスルー感染と言われているようでありますが、これも新聞報道でございますけれども、仙台市の700人を対象にした調査、疫学調査で見ますと、1回接種後の感染者が134人、2回接種者の感染者が52人いたということが報道されております。この方々、いずれも重症化した患者はいなかったということでありました。本町でこのような状況を把握しているかということでしたが、先ほど答弁にありましたように、管内というのは塩釜保健所管内という意味ですかね、そういう意味では発生していないということでございますけれども、この辺の先ほど答弁にもありましたように、情報共有するというのが大事だろうと思います。

それからもう1点は、重症化しないということで、ワクチン接種の督促と申しますか、接種してくださいというアナウンスをするのにいい情報かなど。万が一かかってあまり重症化しないよという宣伝で、ぜひワクチン接種をお願いしたいという流れをつくっていただくことによって、摂取者が増えてくるのではないかなと思います。それから今変異株ですか、これがいろいろありまして、それからアルファ株から始まって、デルタ株、ベータ株、ガンマ株、ラムダ株、それから最近、数日前の新聞にはミューとかという株が出てきて、なかなか変異株への対応が遅れがちになっているようではありますが、そういった変異株のこの感染力が強いということからも、ぜひ早く接種が終わるようにご努力をお願いできればと思います。

そこでそういう再感染者の把握をして、町としてこういう事例の中で安全なんだよという部分をPRして行く必要があるだろうと思いますので、その辺の対応についてちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

コロナにつきましては、おっしゃるとおり変わってきて、いろいろな変異株が出てきている状況でございますが、おっしゃるとおりワクチンを接種した方についての効果というものは大分見えてきているのではないかと考えております。全くかかっていないわけではないにせよ、重症化しないとか、そういった情報は随分全国的にも聞こえてきておりますので、こういった形のものがもっと広がっていけばと。町としても

そういった強制はできないものですから、そういった形での情報の提供とか、そういったことはやっていかなければと思っております。昨日もちょっとお話したかもしれませんが、接種を上げることにつきましては、妊婦さんの接種、あるいは夜間、休日、医師会とかそういった方からもご協力をいただいて進めておりますし、また、10月ではありますけれども、集団の情報提供も準備しておるところでございます。また、そういった機会があるごとに、接種を促すといいますか、促すでいいんでしょうかね。強制ではないものですから、そういったことについては積極的にやっていかなければいけないと思っておりますし、そういった情報の提供と併せてそういったこともしっかり取り組んでいかなければいけないと思っておりますし、取り組んでまいりたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 （今野善行君）

ぜひお願いをしたい。そういう意味ではそういう情報を提供しながら、ワクチン接種の関係をすることを進めていただければと思います。

それからもう1点、これも新聞報道であります。ロナプリーブとかという抗体療法、カクテル療法というのがあるようであります。ちょっと時間の関係もあるんですが、これ発症後に早め、7日以内に対応しないと効果がなくなるというようでありますが、このロナプリーブという薬剤投与、これを例えば黒川病院などでやれるような検討をするお考えはないかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

治療の方法という形の新しい方法として、やはり県でもそういった場所を設けてやると聞いております。有効な療法だと聞いております。これを黒川病院でというお話でございますけれども、これはちょっと病院のほうの関係もありますので、今まで病院のほうではちょっとできないといいますか、ルートといいますか、動線とかそういったことをやったときになかなか難しく、予防接種につきましてもご承知かもしれ

ませんが、入って左側という形でやっているところでございます。思いと同様に設備的なもの、そういったこともございますので、それについては今私ができるとも何とも申し上げることができませんけれども、そういった可能性としてこれにつきましては、院長にもちょっと確認してみたいと思います。できるかどうかそれについてはちょっと申し上げることができないのでありますけれども、そういった方法として黒川病院でできるのかにつきましては、黒川行政の立場としても全体のため、もしできればよろしいので、そういったことについてもちょっと確認をしてみたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 （今野善行君）

ぜひ重症者を防ぐという意味で、取組の検討をお願いしたいと思います。

次、2要旨目であります。今この子供の感染の関係であります。子供本人への感染と他人にうつす感染の両方が、家庭内感染が非常に多くなってきているという状況であります。文部科学省ではそういうことを懸念しまして、いろいろな対応が出てきているようでございます。抗原検査の簡易キットを小中学校に配布するという報道もあるようでありますが、例えば登校後に発熱とか、そういう咳とかそういうのを発見した場合に、この抗原検査を実施するということによって、感染拡大、いわゆるクラスターを防止するという意味があるようでありますが、この辺の対応について現状をお伺いできればと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
学校ですので、教育長に対応の件について。

議 長 （高平聡雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは今野議員のご質問にお答えしたいと思います。

抗原検査の簡易キットの件ですね。文部科学省から照会がございました。町として希望するかしないかということでありましたので、町として希望いたしました。16個入っていて、その10個分ですから160個分ですね、文部科学省のほうにはお願いするようしております。

議 長 （高平聡雄君）

今野善行君。

9 番 （今野善行君）

ぜひそういったものを活用して感染拡大を防いでいただければと思います。タイムリミットということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で今野善行君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午前11時10分とします。

午前11時 2分 休 憩

午前11時10分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず初めに防災力向上への取組についてを質問させていただきます。

先月、8月に停滞する前線の影響により、西日本を中心に各地で大雨による甚大な被害が発生し、数十年に一度の大雨となる恐れが大きいときに発表される大雨特別警報は、佐賀県、長崎県、福岡県、広島県の4県に出されました。長崎県雲仙岳や佐賀

県嬉野市で、総雨量が1,000ミリを超えたほか、72時間雨量などが観測史上最多となる地点も相次ぎました。1週間で半年分の降水量を記録したところもありました。出水期にある日本列島は、今後も秋にかけて記録的な大雨に見舞われる恐れがあります。気象災害は地震と異なり、数日前からの予測も可能であります。吉田川を擁する本町の地域性を踏まえ、激甚化する災害に対して、下記の実施すべきと考えますが、以下の点について伺います。

1、風水害対策の今後の取組を考える上で、浸水想定区域の電柱への想定浸水深の表示を設置しては。

2、水害ハザードマップ、マイタイムラインの町民への周知とセミナーなどでの活用状況は。

3、気象に熟知した専門家の活用が今後の防災、減災を進める上でより効果的であると考え、防災力向上のために、気象防災アドバイザーを活用しては。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの犬飼議員のご質問についてお答えをします。

本町では、令和2年7月に新たに作成しましたハザードマップを全戸に配布し、また、ホームページでも閲覧できるようにしており、町民の皆さんがそれぞれのお住まいの地域の浸水想定を確認いただけるようにしております。近年、大規模災害に備えるに当たっても、ハザードマップの役割が重要視されております。

ご質問の想定浸水深の表示につきましては、まるごと町ごとハザードマップとして、国土交通省が進めている事業でございます。現在、県を通じ、アンケート調査が行われておりますが、宮城県内ではまだ進んでいない状況にあるということでもあります。まるごと町ごとハザードマップは、危険区域にお住まいの地域住民はもとより、その地を初めて訪れ、その危険性等の認識がない方々にお知らせすることや、過去の浸水深を表示し、その経験等を風化させないこと、防災意識の高揚等、様々な目的を持っております。

他の事例では、流域単位で設置している事例が多いことから、本町も現在、北上川下流河川事務所が進めている流域治水の一環として、その設置の必要性や有効性等につきまして、検討されていくものと思われまますので、その動向を注視してまいりたい

と考えております。

次に、ハザードマップ、タイムラインの町民への周知に関するご質問でございます。

先ほど申し上げましたとおり、令和2年7月1日に全戸にハザードマップを配布しております。そのハザードマップは、洪水に対する備えや避難所一覧、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、ため池浸水想定区域、マイタイムラインなどの情報を掲載いたしております。また、同様の内容でホームページへ掲載しているほか、我が町防災マップとして、ハザードマップと同様の内容がパソコンやスマートフォンでも常に閲覧できるようにしており、あまりハザードマップを目にしたことのない方々でも理解できますよう、ハザードマップの見方を作成し、同様にホームページへ掲載いたしております。さらに、ハザードマップ配布以降に転入されました方々や紛失した方々に対しましても、概要版を作成配布いたしております。

これまで行った活用といたしましては、地区の防災訓練や防災関係団体の研修会等で、ハザードマップを利用した説明等を行っており、今後さらに機会を捉え、ハザードマップについての理解と防災意識の高揚につながるようつなげるよう努めてまいります。

次に、気象防災アドバイザーの活用に関するご質問についてであります。

本町では、宮城県主催の防災指導員講習やフォローアップ講習をそれぞれ年1回開催しております。この講習は平成22年度から毎年開催しており、防災指導員講習につきましては、274人の受講をいただき、宮城県の防災指導員に認定され、それぞれの地区の自主防災組織等において、その指導的な立場としてご活躍をいただいているところでございます。また、フォローアップ講習につきましては、防災指導員講習の上級講習としての位置づけであり、延べ152人の受講をいただいております。これらの講習は、宮城県が委託をした防災の専門の方々を講師に迎え、防災の基礎研修を初め、避難所運営などの図上訓練も交えた実践的な講習を行っていただいております。

また、本町におけます現在の大雨等の災害対策については、国土交通省北上川下流工事事務所、仙台河川国土事務所、仙台管区气象台、宮城県を初めとした関係機関とは平常時から連絡先の確認等を行い、常に連絡を密に取れる体制となっておりますし、いずれの機関も早めの対応を取っていただいております。なお、災害が想定されるような大雨等の場合には、各機関の担当職員が本町の対策本部担当職員に本町の対策本部に常駐をいただく制度、エリゾン派遣の制度がございまして、近年では平成27年の関東・東北豪雨、令和元年の台風第19号の際に、国土交通省北上川下流工事事務所、陸上自衛隊の隊員が本町の庁舎内に待機をいただきまして、常に最新

情報の提供や救助、救出活動をいただいております。今後も引き続き現在の連絡体制、配備体制の継続を行い、有事の際の遅滞ない情報発信、救助、救出活動ができるように努めてまいります。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

1 要旨目と 2 要旨目が関連しますので、合わせて再質問をさせていただきます。

平成27年の関東・東北豪雨では、総雨量324ミリで町内の通行止めは10路線でありました。令和元年の台風19号災害では、嘉太神で387ミリの降雨で通行止め箇所が5路線でありました。

町のハザードマップのこの13ページと14ページにも示されておりますが、百年に一度の48時間総雨量335ミリと、あと千年に一度48時間の総雨量が869.7ミリの降雨により、相当の家屋の浸水と流出が想定されていると載っております。千年に一度の大雨は、吉岡地区の市街地も浸水するなど、広い範囲が浸水する想定となっていると載っております。また、同じ浸水範囲でも想定される浸水の深さが深くなる傾向があると載っています。これはどれくらいの世帯の被害を町としては想定しているのかお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その被害の想定といいますか、それにつきましては、ちょっと今、現状つかんでおりませんので、県のほうと確認しながらちょっとお答えを後ほどさせていただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

町としても危険区域を把握していないということは、そこに住んでいる皆様も多分どれくらいの人たちがこれを理解しているかと思ったときに、なかなかやっぱり厳しい状況ではないかと考えます。やはりハザードマップの危険区域には、目で見えるように電柱に看板を設置して、ここにはこれだけの浸水があるんだと、目で見えるようにお知らせすることが大事ではないかと考えますが、この点はどうでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議員、今、町で危険区域を把握していないということ、私の言い方が悪かったかもしれないかもしれませんが、ハザードマップに載っているということ自体、もう危険といたしますか、そういう状況であるので、町ではそういったことは把握をきちっとしているということは、これは誤解なさないようにしてください。それ以上のものについて、自然ですから100%ではないので、それ以上のこともあるかもしれませんということの文書だったと思いますので、そのことについて私は申し上げました。ですから町として、危険区域を把握していないとか、そういうことでは全くございませんから、そこは間違わないでください。

それはそれとして、目で見える方法ということもあるんだと思います。先ほどお話ししましたけれども、今地域での流域治水ですか、そういったこともあって、今、北上川下流事務所と県とそういった方ともいろいろな打合せをしている状況で、どういったことがやれるのか、この間田んぼ、ダムとかそういったことも町としまして始めておりますし、そういった中の一環としていろいろ打合せもしておりますので、アンケート調査等もごございます。そういったことも考えながら、官民がいい方法を考えてまいりたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

常総市では防災意識を高めるために、日頃から地域や家庭で確認して、災害発生時

に適切な避難行動が取れるよう、浸水が想定される区域内の主要道路の電柱に想定される浸水の深さの最大値を看板やテープでの表示を2017年から既に始めております。新潟県三条市でも2019年から始めております。県内では、この浸水の想定浸水深の表示につきましては、宮城県内では進んでいない状況にあるとのことでありますが、宮城県内では、角田市で今年から国土交通省東北整備局が公表した想定最大規模を基に、浸水の深さを電柱200か所に設置しました。本町ではおととしの台風19号で、残念ながらお一人の尊い命を失ってしまいました。今後、誰一人やっぱり命を失うことのないよう、千年に一度の最大降雨予想の浸水想定箇所に、電柱への表示を早急に設置すべきではないかと考えますが、この点ご所見をお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
現在、県内では5市町が実施していると聞いております。角田市が今回やったということですが、先ほども申しましたけれども、今、流域治水等との形で、どういった治水ができるか、ハードの部分とソフトの部分と、そういったことを町、国、県あるいは関係市町村、そういったところでいろいろな形で協議して考えておるところでございます。その中で、そういった中での考え方も聞きながら、考えていきたい。ですから町全体ではなくて、今おっしゃったようなその特定の場所ということがいいのか、あるいはどの川沿いがいいのか、どこまでやったらいいのか、そういったこともあるかと思いますので、そういったこともいろいろ研究してまいりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

ハザードマップの件は前後していますので、マイタイムラインの周知とセミナーの活用でございますが、ハザードマップの回答はございましたが、マイタイムラインの回答が入っていなかったため、この質問をさせていただきたいと思っております。

広報たいわの9月号に、風水害の備えを大きく掲載していただいたことは評価をさせていただきます。新型コロナウイルスの感染症に伴って、新しい生活様式を踏まえ

て、個人だったり家族単位で自分たち家族がどのように避難行動を取るのか、マイタイムラインは富谷市、登米市、また東松島市、岩沼市など多くの自治体では、既にホームページ等でダウンロードしてつくれるようになっております。

本町では、まずはタイムラインの作成について、広報などに掲載をして、一度全戸に配布をしていただきたいと思いますと思いますが、このマイタイムラインについてのハザードマップの一番最後のところに、マイタイムラインとは載っておりますが、このつくり方が分からないという声をいただいております。ぜひこの作成について広報などに掲載をしていただいて、一度全戸に配布をしていただきたいと思いますと考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどハザードマップについてということで、ハザードマップの講習会とか申し上げましたけれども、ハザードマップの講習会といった場合には、そういったものを使ってやりますので、マイタイムラインとかそういったことについての説明とか、そういったことも実際やっているわけでございます。

あと毎戸に配ってということでございますけれども、毎戸にハザードマップを配っておりますので、そのマップの別に新たに用意しろということであればあれですけれども、マップの中の一家で一つという考え方であったところでございます。

あとつくり方、そういったことについては講習会、研修会と今お話ししていると思いますが、なお先ほども申しましたけれども、ハザードマップの見方、これはホームページではございますけれども掲載しているところでございます。これ、ホームページではなくてということであれば、広報か何か、何かといいますか、広報ぐらいしかないと思いますけれども、全体にやるとすれば、そういった方法もあるのかなと思います。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

マイタイムラインも講習会で説明をしていただいているということで、安心をしましたが、ぜひ広報で、先ほども周知をするというお話でありましたが、ホームページでダウンロードできるようにしている自治体もあります。ぜひ本町でもホームページなどでダウンロードをして、使えるようにしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
先ほどの回答と同じことで申し訳ないんですが、ホームページにも載せているわけですね。ハザードマップ、そこにはこのマイタイムラインも載って、それを印刷することはできる状況になっているということでございます。今、現在お話しそのやつたらどうですかというお話、それは今できます。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
ぜひこの作成について、マイタイムラインの見方は載っているかと思うんですけども、作成についての空のやつそれぞれの家庭で避難する、いつ、どこに避難するとか、そういう書くやつダウンロードのお話をしたんですけども、それ、用紙も。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
用紙もできるということで聞いています。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

私の検索の仕方が多分悪かったと思います。もう一度確認してみたいと思います。

このホームページからほかのサイトに誘導して、ユーチューブで字幕で見られるように、マイタイムラインの動画を紹介している自治体もあります。このつくり方が分からないという方のために、動画をぜひユーチューブとかでほかのサイトに誘導してできるような、そういうシステムも本町も取り入れてはどうでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

方法はいろいろあるんだと思います。ユーチューブを今、若い方々限らず使っているということで、そういうこともあると思います。一番いいというのは直接だと思っております。直接お話しですね、その講習会とかそういったところで、先ほど申しましたけれども、いろいろ指導員の講習等々、区長さんとか関係者の方もおいでですので、そういった方々、地区で広げてもらうようなご協力もいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

ぜひつくり方の講習会を進めていただきたいと思います。

3 要旨目に入りたいと思います。

気象防災アドバイザーのところに入ります。8月に入って、日本列島は広範囲で記録的な大雨被害に見舞われました。頻発化、激甚化する自然災害に備えるため、専門的な知識を持つ人材の育成や活用を進める必要があると思います。2017年度に気象庁による研修が行われて、この研修の修了者や地方気象台の元職員など、29人が昨年12月までに気象防災アドバイザーの委嘱を受けており、今後も増員される予定だそうであります。防災、減災が地方行政でも大きな柱となる中、専門家が自治体をサポートする意義は大きいと考えます。既に実績を積んでいるところもありまして、2018年の7月に西日本を中心とした集中豪雨で、徳島県の三好市は気象防災アドバイザーの

助言を基に早期に避難情報を発信し、死傷者が出るのを防ぎました。また、災害時以外の活動は、気象防災アドバイザーが自治体の職員を対象に勉強会を行ったり、市民講座の講師などを担当したりしています。防災マニュアルの作成や見直しとか、また、防災訓練への協力など、幅広い活動が想定されており、自治体の防災力を向上させる即戦力として期待されます。

また、茨城県の龍ヶ崎市は、2017年の8月から市独自でアドバイザーを採用しております。地方気象台のOBで防災教育に力を注ぎ、これまでに小学校の5、6年生を対象にした防災授業を15回以上開催したそうであります。この自然災害が多発する出水期、7月から10月頃の期間を限定したアドバイザー契約を維持する方針とのことでありますが、本町では度重なる風水害を受けておりますので、この気象防災アドバイザーを活用すべきと考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

気象防災アドバイザーという方が今活躍されているということでございます。大和町でも防災関係につきましては、防災指導員講習とか、繰り返しになるがやっているところがございます。これは県の主催になりますので、県の講師といいますか、という方が来られているんだと思っています。こういったときに例えば講師にそういった方になってもらうとか、そういったことがあれば皆さん一緒に聞けるということになるのではないかなと思います。指導、そういった講師につきましては、県でいろいろ考えておられると思っていますけれども、その辺について県でも議員おっしゃるように気象防災アドバイザーというものについて、認識されていると思いますので、そういった講師をこちらでお願いできるのであれば、そういった方のお願いとか、そういったことも方法としてはあるのかもしれませんが、それは県の考え方で、町としてというのはなかなか今そこまではおりませんので、そういった県主催の講習会とか、広域でみんなでやれると、そういったいい講師の方々の指導をいただいて、この防災士、大和町に大勢おいでですから、そういった方々に知識を深めてもらうということについては、いいことではないかと思えます。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

龍ヶ崎市の市長は、避難勧告の発令や市の対策を決める上での迷いが払拭されたと、信頼を寄せております。ぜひ講習会とかの研修で活用していただければ、できればこの台風シーズンとか、そういう期間を限定した活用もしていただければいいのでありますが、ぜひご活用を期待しております。

2件目に移ります。

ヤングケアラーの支援について。ヤングケアラーとは、本来本人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供のことであり、一般社団法人日本ケアラー連盟のヤングケアラープロジェクトでは、ヤングケアラーの具体例として、1、障害や病気のある家族に代わり、買物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている。2、家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている。3、障害や病気のある兄弟の世話や見守りをしている。4、目を離せない家族の見守りや声がけなどの気遣いをしている。5、日本語が第一言語ではない家族や障害のある家族のために、通訳をしている。6、家計を支えるために労働をして、障害や病気の家族を助けている。7、アルコール、薬物、ギャンブルなどの問題のある家族に対応している。8、がん、難病、精神疾患などの慢性的な病気の家族の看病をしている。9、障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。10、障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしているなどの、10の事例があります。

令和2年度、子ども子育て支援推進調査研究事業として、初めて全国規模で行われたヤングケアラーの実態に関する調査研究によれば、全国の公立中学校に通う2年生と全日制高校の2年生を対象としたアンケート調査の結果、世話をしている家族がいると答えた中学生が5.7%、高校2年生で4.1%に上っています。この割合から、ヤングケアラーはおよそ17人に1人いると考えられており、クラスに1人か2人はヤングケアラーがいると推計されます。

そこで本町においても、子供の学習の機会を奪われることのないよう、実態を調査し、積極的な周知を行い、相談しやすい環境づくりやホームページなどを活用した啓発を進めるべきと考え、以下の点についてお伺いいたします。

1、ヤングケアラーの実態を調査し、相談しやすい環境づくりとホームページなどを活用しての啓発を進めるべきと考えますが。

2、厚生労働省の令和元年度子ども子育て支援推進調査研究事業補助金の交付を受

け、民間事業者がヤングケアラーの早期発見、ニーズ把握に関するガイドラインを作成しましたが、適切な支援につなげるために、活用すべきと考えますが。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それではただいまのご質問でございますが、ヤングケアラーとは具体例として10の事例が挙げられておりますが、年齢の成長度合いに見合わない重い責任や負担を抱え、本来大人が担うような家族の障害、病気、精神疾患のある保護者や祖父母への介護などや、年下の兄弟の世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供と定義されております。

ヤングケアラーについては、令和元年7月4日付、厚生労働省より要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応についてが発出され、ヤングケアラーの概念の認識及び適切な対応が図られるよう、通知がなされているところでございます。

大和町の要保護児童対策地域協議会は、子供を虐待などから守る地域のネットワークとなっており、保育所や学校、行政など、子供を取り巻く関係機関がそれぞれの情報を共有し、要保護児童等の適切な保護及び支援の内容を協議しており、ヤングケアラーについては、ネグレクトや心理的虐待に至っている場合があることを認識しております。

初めに、ヤングケアラーの実態調査に関するご質問についてであります。

実態調査につきましては、厚生労働省において文部科学省と連携し、全国の公立中学校及び公立高等学校の中から、無作為に1割程度の学校を選び、その学校に通っている中学2年生及び高校2年制を対象に実施され、その回答からヤングケアラーの実態に関する調査研究を行い、令和3年3月に結果が取りまとめられております。また、令和3年5月には両省が連携し、検討するためのヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームが立ち上げられており、支援につながるための方策について、検討が行われております。

特に、子供は自分自身がヤングケアラーであると認識していることが少なく、関係機関からの情報を契機として、要保護児童対策地域協議会にケース登録され、登録者の家庭支援の中で、子供への支援の必要性を把握することもあるところではございません。

実態把握のための調査につきましては、この全国規模の実態調査の結果を基に、関係機関及び教育委員会と調整を図りながら、今後検討してまいります。また、ヤングケアラーという言葉の認知度向上と、正しい理解が進むよう、普及啓発等の取組が重要であり、国においても広く国民に周知するため、ポスター、リーフレット等の作成をするとともに、広報動画の作成をして自治体のホームページに掲載すること等が今後の展開予定でございます。

町といたしましても、相談しやすい環境づくりと併せて周知方法等については国の動向を注視しながら、社会的認知度の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、ガイドラインの活用に関するご質問でございます。

ガイドラインにおいては、厚生労働省より子供や家庭の状況を把握するとともに、支援の必要性を判断するためのアセスメントシートの活用方法、今後の取組の参考となる支援事例等が示されており、管内関係機関への周知依頼がされているところでございます。ヤングケアラーである子供が、子供の権利を奪われることなく、適切な教育を受け、健やかな成長と教育の機会、自由が約束されることは必要でありますことから、アセスメントシートの活用を含め、今後検討してまいります。

以上です。

議長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

再質問をさせていただきます。

1 要旨目の実態調査をすべきとの質問に、今後検討してまいりますという回答でありました。今回国が初めて実施した全国規模のアンケート調査は、中学2年生の場合、約10万人を対象としてアンケート調査を実施しましたが、有効回答数は5,558件と回収率は低いものでありました。その原因の一つには、ヤングケアラーの認知度が低いことから、自分がヤングケアラーという自覚がないんですね。家族なんだから世話をするのは当たり前であるという考え方にもあると思われま。

そこでヤングケアラーの認知度を上げることと、本町における実態調査をすることが必要であると考えます。国において、今回の調査結果を踏まえて厚生労働省、文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームを発足させて、5月17日に報告書が取りまとめられた

そうであります。その報告書において、それぞれの地方自治体においても実態把握のための調査が実施されることが望まれるとしておりますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
先ほども申しましたけれども、関係機関、教育委員会とか学校関係者、そういったことの調整も必要でございますので、そういった中での検討を進めてまいるといふこととでございます。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

9月1日の河北新報の報道なんですけれども、仙台市でヤングケアラー小中校生の実態把握をと、初めての調査に乗り出す方針を明らかにしたと報道がありました。神戸市では家族の介護や世話を日常的に行う18歳未満の子供、ヤングケアラーや20代の若者を支援するため、6月から市立総合センター内に専用窓口を設置したそうであります。市によると、ヤングケアラー支援に特化した窓口の設置は、全国初の取組だと言われております。対象はヤングケアラーや若者のケアラーだそうであります。社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士の資格を持つ相談員が対応して、電話やメール、来所で相談することができるそうであります。

このように、相談しやすい環境づくりについてはどのようにお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

環境の整備は大事なことだと思います。その前に、現在どういう状況になっているのか、その状況に合わせたことをするためにはどうしたらいいのか、その辺の積上げ

が必要だと思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

ぜひ実態調査をしていただいて、進めていただきたいと思います。

2点目のガイドラインの活用についてでございます。ガイドラインには学校におけるアセスメントについて、学校はヤングケアラーである可能性に気づきやすい場所であり、ヤングケアラーの早期発見において、学校の協力は欠かせないと思います。そこでこれは教育長にお聞きしたいのでありますが、学校においてどのような視点で、子供の様子や状況をチェックすればよいのかを、可視化したツールが作成されることで、学校に来ているから問題ないではなく、改めて学校においてヤングケアラーであることが心配される子供のチェックが行われて、要保護児童対策地域協議会に報告が上がってくる状況が望まれるとガイドラインにはあります。このような可視化したツールの作成について、教育長のご見解を伺います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
教育長ご指名でございますので、教育長から。

議 長 （高平聡雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは犬飼議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず町の状況といたしますか、昨年度から各学校に照会をかけております。それでヤングケアラーといわれるような状況が学校にあるかどうかということをお聞きしているんですけども、去年は1件心配な状況があったけれども、今年度は改善しているというふうな。そして学校でもやはり先生方、大分その心配をされておまして、そ

れでまず職員会議は当然なんです、生徒指導会議とか、あるいはどのようなケアが必要かというケース会議がありますけれども、そのような会議の中でも意見交換、情報交換をしているという状況は各学校にありまして、学校としても意識をしながら取り組んでおります。

教育委員会としてということなんです、議員お話しのとおり、プロジェクトチームの報告の中の学校においてヤングケアラーを把握する取組という部分がございますけれども、3の(1)のアのところ、学校において、ヤングケアラーを把握する取組でまず大事なことは、その関係者が情報を共有すること、そしてヤングケアラーの早期発見、把握につなげるということが第1点目で示されております。その後、その一方で家族の状況を知られることを望まない場合があることも留意すべきであるということが書かれておりまして、まず国は上記の観点や留意点を踏まえて、教育委員会の教育相談担当者等を対象とした研修の実施や各地方自治体において教育委員会と福祉、介護、医療の部局が合同で研修を行うなどして、ヤングケアラーの概念等について理解の促進を図るということを報告書の中で書いております。このことを踏まえながら、これからいろいろ勉強していきたいなと考えております。

議長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6番 (犬飼克子君)

ガイドラインには、ヤングケアラーの支援においては、ヤングケアラーであることを発見することと、子供の状況や意向に応じた支援に結びつけていくことの2つをセットに考えていくことが重要だと思います。要保護児童対策協議会は、児童福祉に関する機関だけでなく、多様な機関で構成されており、所管を超えた連携を行うための組織体であります。そのため、要保護児童対策協議会において、ヤングケアラーに対するアセスメントや援助方針等が検討されることは、多様な機関による支援に円滑につながりやすいだけではなく、それらの機関においてヤングケアラーという概念が認知されることで、ヤングケアラーの早期発見にもつながっていくと考えられます。このようにガイドラインの中にございます。そこで要保護児童対策協議会の役割が重要と考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

議長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

役割が重要ということはそのとおりだと思っております。これまでも、先ほども申しましたけれども、関係機関、保育所、学校、行政、いろいろな関係機関が情報を共有しながら適切な保護、支援、そういったものを行っておりまして、ヤングケアラーにつきましても認識をしているということを申し上げたところでございます。改めてこういった状況がクローズアップされてきているところでございまして、教育長もお話しのとおり、学校でもそういったことについては以前からそういった調査等々もしておるところでございますので、今後、こういった形でこういうふうに話題になったからということではなくて、これまでもやってきたことを積み上げ、またこういったガイドライン等も新たに出てきたようでございますので、そういったものを活用しながら、協議会、あるいは関係機関、みんなで子供を守っていく対応が大事だと思います。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

ガイドラインには、ヤングケアラーの早期発見と対応に向けた取組と、あと今後の課題の中に、要保護児童対策協議会におけるヤングケアラーに関する研修の実施について、研修のプログラムの例も示されておりますが、研修実施のお考えはないかどうか、お聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは協議会でいろいろ計画されて、今もその事業に取り組んでいるところでございます。その中でこういった状況の中で、協議会で研修が必要だということであれば、そういったことはやっていくことになると思いますが、私からやれとかということではなく、協議会のほうで判断をされるということです。

議 長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)
3件目に移ってもいいですか。

議 長 (高平聡雄君)
じゃあ午後からとさせていただきます。
暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前11時57分 休 憩

午後12時59分 再 開

議 長 (高平聡雄君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
質問に入る前に、犬飼克子議員に申し上げます。先ほどの質問の答弁者について、議員から指名がございましたが、通告書に記載は町長ということになってございましたので、議長からは町長に指名をさせていただきました。議員の立場から、それ以外の答弁者を求めることは、基本的にできませんので、ご留意をいただきますように申し上げます。

それでは、質問を再開させていただきます。6番犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)
午前に引き続き、質問をさせていただきます。
3件目、吉田の町の中を走る歩道のない県道の安全対策についてでございます。吉田の町中を走る県道は、幅員が狭い上、歩道がなく、通学路でもあり、住民の生活道路でもあります。スクールゾーンと路面に表示されていますが、消えて見えにくくなっており、さらには30キロ制限区域の路面標示も消えて見えなくなっております。このことから、県に要望し、路面標示を書き直すとともに、路側帯をカラー塗装、グリーンベルトの設置をすべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは午後の部でございますが、よろしく申し上げます。

犬飼議員の吉田の町中を通る歩道のない県道の安全対策についてに関するご質問でございます。

初めに、路面標示でございます。吉田地区を通ります県道松沢吉岡線につきましては、町道台ヶ森線との交差点から童子橋までの延長1.4キロメートル区間が歩道のない幅員の狭い区間と推測されます。本路線の維持管理は宮城県にて実施していただき、当該区間の一部は吉田小学校の通学路でありますことから、町におきまして、交通安全対策の一環としまして、道路管理者である宮城県に路面標示等の許可をいただきながら、車両の減速効果を目的といたしまして、標識の設置やスクールゾーン、路面標示を行ったものでございます。

現在の状況であります。車両の通行により、道路面摩耗等により、スクールゾーンの路面標示が見えなくなっておりますことから、今後新たに許可をいただきながらスクールゾーン路面標示を行ってまいります。また、その他の路面標示や外側線につきましても、徐々に見えにくくなっておりますことから、これは道路管理者の宮城県に対しまして、実施していただくよう要望してまいります。

次に、路側帯をカラー塗装、グリーンベルトの設置についてでございます。

グリーンベルトは、車道と歩道が区別されていない道路において、ドライバーが車道と道路道端に、端部、端ですね、にある路側帯を視覚的に明瞭に区分できるようにし、歩行者を対象により注意が必要であることを促すとともに、歩行者自身が白線の内側を歩くように注意喚起をすることが目的であると言われております。県道松沢吉岡線につきましては、吉岡地区の歩道のない区間におきまして、路側帯、歩行者スペースの確保を目的としまして、平成30年度から令和2年度において、延長2.3キロメートルのグリーンベルトを宮城県により整備していただいたものでございます。吉田地区につきましても、宮城県に対しまして、歩道のない区間におきましては、グリーンベルトの整備も含め、安全対策について対応していただきますように要望してまいります。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

スクールゾーンの路面標示、道路管理者の宮城県に対して実施していただくよう要望していくという前向きな答弁をいただきました。この県道は、実は自転車通学をしている生徒さんもいます。30キロ制限なんですが、地元の方はほぼ30キロ制限というのを分かっていますけれども、ほかから結構山のほうに行かれる方が30キロ制限とは思わないで、相当なスピードで通られている方もいらっしゃいます。ぜひこれは、早急に30キロ制限と、またスクールゾーンの路面標示を行っていただきたいと思いますが、この辺はどうでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

スクールゾーンという標示、これにつきましては、県の許可をもらって町でやれるという、ですからまず許可を1回やっているんですが、改めてもらってという形になります。また、通常の路側帯等々につきましては、県の管理でございますので、県のほうにお願いしてまいりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

このグリーンベルトなんですが、吉岡地区の皆さんから、吉岡の町の中が整備されて明るくなった、緑色のグリーンベルトを設置したことによって、すごい明るくなったという声と、あとドライバーと歩行者、共に気をつけて歩くようになったので、すごい安全対策に気をつけるようになってよかったというお声をいただいております。吉田の町の中に関しましても、道幅が狭く歩道がないので、特にコーヒー屋さんですか、あのカーブのところの北のほうから丁字路になっているあの辺が、どうしても見

通しが悪いので接触事故であったり、結構事故があるということなので、ぜひグリーンベルトの整備も早急にしていただきたいと思います。

昨日の質問にもありましたが、千葉県の八街市の事故もありました。本町におきましても昨日の答弁で、学校や保護者、警察で2学期に合同点検をする予定だと答弁がありました。ほかの小学校付近の通学路も路面標示は消えているところもございました。ぜひ点検の際には、ほかの町道の部分のこの路面標示も見ていただいて、ぜひ早急に対応をしていただきたいと思います。この辺はいかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
路面標示等につきましては、どこが要らないということはないわけでございますので、そういったところを確認しながら、町でできる部分と県にお願いする部分はお願いし、町でできる分は町でやっていきたいと思っております。

議 長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)
児童の皆さんが安心して学校に通えるように、通学路の整備をしていただきますようにご期待申し上げまして、一般質問を終わります。

議 長 (高平聡雄君)
以上で、犬飼克子さんの一般質問を終わります。
7 番馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)
それでは、通告に従いまして私の一般質問を開始したいと思います。
1 件目でございます。
新たな商工業用地の確保は、でございます。
8 月12日の全員協議会で、大和町第5次総合計画の素案が示されました。その中で、

大和町における今後のまちづくりの方向性の産業、自然環境分野の項目に、既存誘致企業関連産業の新たな誘致及び用地確保と記載されております。そこで以下の点についてお伺いをいたします。

1 要旨目。用地確保はどの地域、地区を想定しておられますか。

2 要旨目。塩釜吉岡線から工業団地への新道建設は、県でも重要な課題と捉えているようであります。本町でも新道に連動した開発をすべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

3 要旨目。新たな商工業用地の開発となれば、周辺環境などへの配慮、住民の理解が重要だと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えをします。

8月12日の全員協議会におきまして、議員の皆様は大和町第5次総合計画基本構想の素案につきまして、お示しをさせていただいたところですが、この素案につきましては、昨年12月の全員協議会でご説明させていただきました骨子に基づきまして、基本構想の素案をまとめたものでございます。骨子では、今後のまちづくりの方向性としまして、産業、自然環境分野、子育て、保健福祉、教育分野、防災、定住、協働分野の3つの分野ごとに方向性をお示ししております。

その中で、ご質問の産業、自然環境分野では、現状の工業団地内残区画数を踏まえまして、既存誘致企業関連産業の新たな誘致及び用地確保を記載しております。

1 要旨目の用地確保はどの地域、地区を想定しているかでございますが、現在の大和町第4次総合計画に基づきます大和町第4次国土利用計画及び大和町都市計画マスタープランにおきまして、周辺環境との調和、共生に留意した整備を図りながら、計画的な整備を推進し、今後の都市活力を高めていく役割を担う地区として位置づけしております。

現在、策定中の大和町第5次総合計画におきましても、現計画を踏まえつつ、現在、本町の工業団地で分譲中の団地及び区画数は、第1仙台北部中核工業団地内にあります2区画となっており、自動車産業や高度電子機械産業等の関連企業からは、新たな事業用地についてのお声をいただいておりますことから、関連企業の受け皿となりま

す新たな産業地の整備確保を進める必要性を考慮し、その方向性を記載したものでございます。

続きまして2要旨目についてお答えをします。

宮城県では、令和2年度におきまして、仙台北部工業団地群への交通量を踏まえ、県道塩釜吉岡線と県道仙台三本木線、舞野交差点への右折レーンの増設や、県道竹谷大和線交差点への右折レーンの新設を行う等、車両通行の緩和に向けた対策を講じていただいております。さらに昨年度の舞野交差点右折レーン増設に引き続きまして、県道大衡落合線までの4車線化に向けた測量調査等が実施されるなど、交通環境の改善に向けた取組が進められると伺っております。宮城県では、このような取組を行った後に、当該路線の渋滞状況等を確認分析し、新たな道路計画等の必要性を含め、検討していく考えであるとお聞きしております。本町といたしましては、これらの対応策の早期完成が図られますよう、協力しますとともに、宮城県の新たな道路の建設に向けた動向につきましても、注視してまいりたいと考えております。

次に、3要旨目についてお答えします。

ご質問のとおり、新たな工業用地等の開発を行う際には、これまでも関係法令等に基づきます手順を踏まえつつ、周辺環境等の配慮とともに、影響等について関係地権者や周辺住民の方々への丁寧な説明によって、ご理解を頂戴することは最も重要であると考えておるところでございます。

以上です。

議長 (高平聡雄君)
馬場良勝君。

7番 (馬場良勝君)

それではご答弁に基づいて再質問をさせていただきたいと思います。

1要旨目なんですけれども、用地確保はどの地域、地区を想定しているかという私の問いなんですけれども、どうも指定した地域のご答弁をいただけないようなんですけれども、構想とかそういう部分では、要はここだというのを示すことができないという理解でよろしいんですかね。地域とか地区とか。

議長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

具体的にはまだ正式なというか、方向性とすれば今、計画の中でももう既に町として国土計画等々でこのエリア、このエリアという形のものを持って示しておるところでございます。そういったところを鑑みながら、今の現状ですけれども、今後の企業の動向等々も考慮し、そういった中から最終的な決め方をしていかなければいけないと思っております。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

どことはおっしゃらないけれども、大体想像はつくんですけども、仙台三本木線であれば、あのルートが4車線になれば、あの周辺もこの国土利用計画に入っていますよね。開発の計画には入っていますし、私が申し上げたいのは、要は新道、交差するところですね、鶴巢の大和松島線と塩釜吉岡線ですか、あそこの何度も同僚議員からも質問がありますが、あそこを要は工業団地を抜いた場合に、そこに関連する工業用地というのかな、商業用地というのかな、そういう意味では鶴巢でありますと、111ヘクタールぐらいなのかな。あの辺も構想に、もちろんこの利用計画にも入っていますから、あの辺ももう視野に入ってくるのではないかということで、今回一般質問を申し上げたところでございます。

非常に県でも何度も県議さんも新道に関しては質問をなされていて、色よい返事と言ったらいいのかどうか分かりませんが、検討すべきだという返事をなされていますし、先ほどご答弁もいただきましたが、三本木線に関してもこれから橋もという話で、今ご答弁では右折レーンをもう1線と言っていますけれども、朝、私、あそこを通るんですけども、ほとんど2本目には止まっていないんですね。結局橋で詰められますから。そこは改善していくのであらうと私も思っております。こういうことは、要は第5次総計もそうだけれども、やっぱりある程度絵図面を描きながらやっていかないといけないと思うんですけども、町長の中、もしくは執行部の中でそういう絵図面というか、仮の絵図面みたいなものはもう描き始めているという理解でいいのか、それともまだ全然県の様子を見ながらやるよというお考えなのか、その辺ちょっとどうなのか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどの答えと重複するところもあるんですが、今まで第4次総合計画、国土計画という中で、町は長期的にまちづくりの基本を持って進めてきておるところでございます。その基本はずっと変わらないといいますか、基本でございますので、その中で考えていくということ、あと企業の誘致等々になった場合には、町だけの力ではなく、県とかそういった方々のお力添えとか、または企業のお考え、そういったこともある中で進めていかなければいけないので、そういったことを考えた場合に、町だけではなくて、当然県とか国とか、そういったところのお考えも、こちらの考えも伝えながら、聞きながら、そういった中での方向性を最終的には決めていかなければいけないと思っているところでございます。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

そうですね、ある程度絵図面を描いておかないと、もう動き始めているというか、県としてはもうやろうとしている部分もありますから、それに遅れないように同時進行ぐらいでいかないと、やっぱり企業を逃がしてしまうんじゃないかという思いと、あとちょっと昨日、新聞の記事だったかと思うんですけども、ある企業が蓄電池に1兆2,000億円投資するという記事を見ました。ということは、その関連産業が、あるいは我が町に来るかもしれないし、来ないかもしれませんが、そういう意味ではある程度そういう準備も少し視野に入れておかないと、やっぱりほかの地域に、せっかく我が町に関連産業があって、ほかの地区に、ほかの地区も黒川全体で、富黒全体で本当は富県宮城で行くのが一番いいんでしょうけれども、やっぱり立地性から言えば我が町に来ていただくのが一番ベストだと私は思いますので、その辺、町長、どのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町はこれまでもそれなりに企業誘致、職住近接のまちづくりということで進めてきておりますし、それがおかげさまで今の状況になってきているところでございます。いろいろな産業がその時代時代でなってきたところでございますけれども、昨日、新聞等ではそういった報道もございました。関連する企業というわけではございますが、そういった企業にも来てもらっておりますので、当然議員と同じように、この町にというのは我々も、来てくれるかどうかは別として思いは強いところがございます。そのための、その企業だけではないですけども、そういった準備は当然しっかりやっていかなければいけないと思っているところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

2要旨目にも入っていくんですけども、そういう意味では私、今年度の3月の特別委員会の中で、そういう要は流通系の方からの場所の引き合わせ、こういう場所はありませんかというのがないですかとお伺いしたら、いや、結構あるんですと。私個人でも随分大和町に、要は流通系の会社をつくりたいんですけども、土地がないんだよねと言われて、ご答弁でいただいたダブル区画、あそこもなかなか利便性が少しちょっと奥まっけていて、そういう部分もあります。そういう今こそ、そういう声がかかっているときにやらないと、やっぱりほかの地域に私、行っちゃうんじゃないかと思うんですよね。

それともう1つは、関連産業だと、例えば何分以内に本社にたどり着くとか、そういう時間の何か縛りもあるらしくて、土地の利用からするとね。そういう意味ではやっぱり早め早めに計画を立てて、もう西部は今動いていますから、その先を、その次を考えてやるべきだと思うんですけども、私はちょっと今、少し遅れ気味に感じているから、こういう質問をしているんですが、町長は遅れているような感覚ってないのかどうかお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

遅れているというか、町のほうでは計画を持って進めてきております。宮床のエレクトロンさんの土地につきましても、後から造ってといいますか、おかげさまで一気に売れてしまって、そういう形で西部もやっているところでございます。全ての需要にぴたっと合って、どんどん行っているかと言えば、ずれているところは確かにあると思っておりますけれども、だからといってものすごく遅れているという状況では、計画の中のものはできて、計画の中だと位置づけとかそういったことも必要になってきますので、その段階を踏んでいかなければならないというところもあります。そういった部分では、もっとスピードアップをしながらそういったことをやっていく必要はあると思います。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

今、スピードアップという言葉が町長から出たのは非常に心強かったんですけども、7年に1回の線引きの見直しですか、あれももう私が議員になってから1回あったので、もう3年ぐらい経過していますかね。そういう部分でもやっぱりいろいろ見ていかなければいけないし、いろいろな規制も当然出てくるであろうし、3要旨目で言えば、隣の市ではいろいろな住宅団地を造り始めたら水が随分出てくるようになったなどという、私の地元の方々の声もありますから、その辺も本当に、今、環境も考えなければいけないところではあるんですけども、ただ今、来たいという企業がある以上、そこにやっぱり後れを取ってはいけないし、他市町村に流出させるべきではないと思いますので、町長がおっしゃったスピードアップ、ぜひ図っていただいて、もちろん3要旨目でご答弁いただいたように、本当に配慮をしながらやっていただければと思いますけれども、今一度答弁をいただいて、1件目を終わりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

新たな開発といますか、そういったものにつきましても相当いろいろな課題が出てまいります。環境の問題、あるいはこの間の土砂崩れのようなこともございますので、そういったことについてはまずそういった配慮というのは十分していかなければいけませんけれども、企業の求めるもの、そのことは将来につながるということにもなってまいりますので、都合のいい話かもしれませんが、両方うまくいくようにといますか、そういった形で取り組んでいきたいと思えます。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

では2件目をお尋ねをいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種は、高齢者において、またワクチンの入荷状況と合わせても順調に進んでいるように感じております。一方で、世界的に見ても、ある一定程度で接種が進まなくなる傾向にあると言われております。そこで以下の点についてお伺いをいたします。

1 要旨目。年齢層が下がるにつれ、副反応が強く現れる方もいるようであります。また、様々な情報により接種を控えている方もいるようであることから、本町としてどのように捉え、接種を促していくのでしょうか。

2 要旨目。民間の企業では、社内で定期的にPCR検査を取り入れているところもあるようであります。抗原検査、抗体検査も含めて。本町としてワクチン接種とともに、例えば独自にPCR検査センターのようなものを準備する、あるいは検査に金銭的な助成をするという考えはないのでしょうか。

3 要旨目。若年層、特に児童生徒への接種をどのようにお考えでしょうか。また、未接種者への差別やいじめをどのように考え、なくす努力をしていかれるのでしょうか。お伺いをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それではただいまのご質問でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、黒川医師会、黒川4市町村、その他関係機関の協力により進めてまいりました。その結果、本町の高齢者接種につきましては、7月末までに1回目の接種を終えた方が90.27%、2回目を終えた方が87.48%となり、おおむね希望する方の接種は完了したと判断しているところでございます。また、8月末では1回目を終えた方が91.58%、2回目を終えた方が89.22%となっており、毎日数人ではありますが、引き続き高齢者の方も接種を受けていただいている状況です。8月以降は、60歳以下に徐々に対象を広げ、8月30日に19歳から24歳の方の予約開始通知を発送し、12歳以上の全ての方が接種を受けられる状況になっております。

1 要旨目のご質問でございますが、厚生労働省が先行的に接種を受けた医療従事者を対象に行った調査などによれば、接種部位疼痛、痛みですね、はほぼ全ての年代で高い確率で出現しますが、37.5℃以上の発熱や全身倦怠感は若年層ほど出現率が高いとの結果が出ております。このような調査結果に加え、ネット上でのワクチンで不妊になるなどの不確実な情報などにより、若い世代が接種に消極的になっていると言われております。

ワクチンの効果につきましては、国、県の広報、新聞、テレビはもとより、ネットニュースなどでも報道されてきました。高い確率で発症せず、発症しても重症化を防ぐ効果があり、接種せずに感染した場合は軽症でも38℃以上の発熱、中等症になれば全力疾走を何回もしたような息苦しさが継続し、まれに後遺症が出る可能性もあります。一方、ワクチンの副反応として高熱や倦怠感、頭痛、接種部位の腫れや痛みが出る場合がありますが、数日で治まります。現時点では接種のメリットは副反応のデメリットよりもはるかに大きいのです。12歳から30代までの過半数の方はこれから接種を受けていただくこととなりますが、定期的に年齢別の接種率を把握し、未接種者への勧奨通知を行うほか、接種のメリットを伝え続けていきたいと、このように考えております。

2 要旨目でございますが、県内では仙台市役所内にPCR検査センターが設置されています。これは仙台市が場所を提供して、民間企業がセンターの運営及び検査を実施しているもので、県内居住者が1,900円で検査を受けることができるものです。ご提案のような町独自でのセンターの設置については、運営、検査体制の構築に課題が多く、困難であると考えております。また、広く多くの町民が検査を受けることによ

って、安心感を得る方策としての検査実施は大変有効であると考えますが、あくまで任意の検査でありますので、検査を希望する方につきましては、引き続き仙台市役所内のPCR検査の周知を図ってまいりたいと思います。また、検査費用助成につきましては、現在ワクチン接種により感染拡大に歯止めをかけることを最優先に取り組んでいるところであり、今後の感染状況の推移などを見ながら検討課題であると考えております。

次に、3要旨目でございますが、これまでは子供は感染しにくく、重症化しないと言われてまいりましたが、今、主流のデルタ株は感染力がとて強く、20歳以下の感染者も増加傾向にあります。児童生徒へのワクチン接種については、保護者がメリット、デメリットを理解した上で同意し、同行することが条件となっており、保護者にとっても重い判断となるとは思いますが、接種に対し理解いただけるよう接種券送付時に保護者向けの説明書も同封させていただいております。

また、接種体制につきましては、黒川地域4市町村で医療機関での個別接種体制やワクチン供給見込み等を十分に検討した上で、児童生徒についても個別接種で受けていただくこととしております。8月31日より12歳以上の全対象者が予約可能となりましたが、医療機関での夜間、休日接種の設定や、新たに医療機関を指定するなど、予約枠の増設を図るとともに、引き続き医療機関の予約状況などを注視して、接種体制検討を継続しております。

次に、未接種者、あるいは感染した児童生徒への差別、いじめの解消でございます。児童生徒が接種対象となった際には、学校での集団接種実施も手段として考えられました。しかし、集団での実施は同調圧力が生じ、事実上の強制になる懸念があることから、文部科学省と厚生労働省は、連盟で推奨しないとの方針を6月に発出しました。地域の実情により、適切な対策を講じた場合に限り、集団接種を可能とし、なお留意点として、接種を望まない判断も尊重されることを指導すること、いじめや差別の防止することを要請し、接種前後の不安やストレスで体調不良になる児童生徒へのサポートも必要だと強調しております。差別、いじめにつきましては、町、教育委員会、小中学校が連携して防止に努めてまいります。

以上です。

議長（高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

ただいま丁寧なご答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

ワクチンパスポートという考え方が国であるようですけれども、本町ではどのように取り組んでいるのか、それともこれから取り組んでいくのか、どのような体制になっているかまずお尋ねをいたします。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ワクチンパスポートについては、一部取組というんですか、外国に行く人とか、そういうのは出しているということであります。全体的に多くPRしている状況ではまだない。すみません、ちょっとその辺は担当課長から説明させます。

議 長 (高平聡雄君)

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 (櫻井和彦君)

馬場議員のワクチンパスポートについてのご質問にお答えしたいと思います。

今現在、ワクチンパスポートと言われるものは、正式には国から海外に渡航することを目的とした方に対して接種の証明書を発行するというものになっておりまして、正式にはそれがワクチンパスポートと言われておるものでございます。そのほか全国的に見れば、独自の施策としていろいろなほかの地域で優遇策が得られるとか、そういったものを行っているところは承知しておりますが、本町では今のところ国の方針に従って、ワクチンパスポートを発行しております。なお、今現在、2件申請があったところでございます。以上です。

議 長 (高平聡雄君)

馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

接種を促すという意味では、今後そういうのも、ただこれも何か差別とかの温床に

もなりかねないという話もいろいろ多方面から聞こえてくるので、差別なのか区別なのか分かりませんが、この辺は慎重に進めていただいで、なるべく接種を促すような施策を今後考えていただきたいなと思います。

それからご答弁の中で、不確実な情報というご答弁がありました。確実な情報だとは思いますが、これまでワクチン接種によって亡くなった方が8月8日現在で1,002人おられるそうです。ただ因果関係は、用は知見が足りないのではという理由だとは思いますが、あります。私の知り合いでもワクチン接種されてお家に戻ってきてちょっと具合が悪いと言って、じゃあお母さん、寝てなさい、65歳以上の方だとは思いますが、ちょっとじゃあ休んでいなさいと言って、ちょっと見に行ったら冷たくなっていたという方もいらっしゃいます。大和町ではないですが、いらっしゃいます、確実に。そういういろいろな情報を絡めながら、要は死者は0.00何%ということもあります。正確な情報はあれですけれども、間違いなく0.00、0が3つぐらいついたらかな。2つか3つついているぐらいの、要は摂取者、接種総数から比べれば、そうなんですけれども、やはりそういう情報も要は打つ本人がちゃんと判断をしてやっていくべきだし、あとそういう亡くなった場合に、これは昨日調べただけでも、大和町予防接種事項災害補償規定というのがありますね。死亡すると4,200万円、葬祭費が20万円ぐらいかな。これは予防接種被害救済制度のA類というやつなんですけれども、そういうのも実はあるんです。ただ、審査があって因果関係が認められないといただけないという、ちょっと非常に今、要は走りながらやっているものですから、因果関係が認められないのは本当に大変ですけれども、それでこの間は異物が入っていて、金属片が入ったのが、打った方が金属アレルギーになったとか、本当なのか、本人がチューブか何かで出られていましたから本当だとは思いますが、様々、今本当に情報があふれる社会ですから、様々な情報が出ています。ただやっぱり接種を促していく方向に行政としてはいかなければいけないのはこれは確か。

あともう1つはやっぱり2要旨目に入っていくんですが、ホームページでPCR検査は仙台市でみたいなものが載っていますよね。受けた方は仙台市に行ってくださいと、蔓延している仙台市に行つて検査を受けようと思います。町長、どう思いますか。

議長（高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

仙台市が蔓延しているという言い方、そういうところからみるといかなものかという考えももちろんあるかと思えます。現在ただと言ったら変ですけども、検査をする機関というものにつきましては、保健所等でも黒川病院でも検体は取るんですけども、検査ですとか、いろいろそういった役割分担みたいなものが病院それぞれにありまして、やっているところがございますので、一概にここですと、ここでやりますというのについては、様々な課題があるのではないかと思います。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

今なぜそれを伺ったかという、2要旨目で要は私はPCR検査と質問をさせていただいたんですが、今、抗原検査、抗体検査も随分安価というか、になってきて、その辺の薬局でも2,000円ぐらいの検査キットみたいなものがあつたりして、ただ偽陽性が、要は正確でないので偽陽性が出る場合もあるんですが、私、要は接種も必要だけど、やっぱりかかっている人を押さえるというか、囲うというか、捉えていくというのも非常に大事なことだと思うんですよ。

だから東京で最初ずっとPCR検査、PCR検査とPCR検査をばんばんやって、だんだん金額が下がってきて、今だと東京だと3,000円ぐらいで受けられるのかな。でもちゃんとこの辺で受けると、もちろん症状がなければPCR検査はできませんし、熱があるとか何かそういう症状がなければできませんし、あと本当の金額って2万何がしの、要は保健所かな、検体を判断してくれるところに送るのを含めると、2万何がしのお金がかかっていて、多分それは全部公費で仙台市も恐らく、国から出ているのかもしれませんが、賄っているんだと思います。

そういう意味では、やっぱりちょうど大和町はへそでありますから、簡易的な抗原、抗体検査センターみたいなものをつくって、大和町でできないこともないかという意味で私のご提案を申し上げたんですけども、これインフルエンザ特措法の36条の7項で、町長、地区本部長なのかな、は必要な措置を講じることを要請することができるんですよ。ということは必要なことを講じられるんじゃないかと思うんです。もし仮に開こうとすれば開けるんじゃないかと思うんですけども、その辺の条例に基づいた中では、開こうと思えば困難というご答弁はいただいたんですけども、やろう

と思えばつくれるんじゃないですか。その辺のお考えをお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど申しましたPCR検査というあれでお話しして、PCR検査でそのとおりインターネットで民間でもやっているのを見ますけれども、症状がない、自分だけで行った場合には2万8,000円とか何とかと、これが保健所とかに行けばそれは公的なあれでやっていると聞いております。抗体検査につきましては、すみません、ちょっとそこは勉強不足でございまして、できないことはないのではないかということですけども、市販しているものもあるということですので、個人でやっている人もいるということなんでしょうから、だからそれがどこまで証明、そうですよと言い切れるのかということになるんだと思います。その結果が出たときに、これが間違いなくそうですと、その人に言い切れるのか、その辺の判断もあるのかなと思っております。ちょっとその辺勉強していないので申し訳ないですけども。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

それをこれからなりわいにしようとしている企業があると私は聞いております。例えば市町村単位とか企業相手とか、抗原抗体検査ね。そういうのもこれから恐らく出てくるであろうというお話を私は聞いておりますので、仮にそういうのがあれば、もしこれ大和町に造れば、抗原抗体のそういう検査センターを造れば、やっぱり医療従事者の、要は医療の方たちの負担軽減にもなると思いますし、富黒地域の負担軽減にもなると思うんですよ。わざわざ仙台に行くことないですから。タクシーに乗ったり電車に乗ったり、それも怖いんですよ、実を言うと。

そういう意味では今後ぜひご検討いただいて、私、この1年2年で収まるようなものではないと思っているんですね、この新型コロナウイルスに関しては。やっぱり少し時間がかかるし、ワクチンに関してもやっぱり普通は十何年かけて研究するんですよ。それがいいものなのか、要は体に害がないのかとか、そういうのは何十年、十

何年かけてやるのが、もう走りながらやっているんですよ、実は去年の3月、去年から。走りながらやっていて、また再拡大だ、再感染だというのをやっているんですよ。まだ完璧じゃない。治療薬もない。そういう意味ではやっぱり感染した、もし自分が感染しているかもなと思って、抗原抗体検査ができれば、その方はやっぱりもし仮に陽性と出れば、2週間じゃあお家でなるべく休んでいてくださいとなれば、それはそれである程度なってくると思いますし、ぜひこれはやれるはずですから、条例上は。今後検討していただいて、補助金に関しても厚生労働省の事務連絡できているんですね。各都道府県宛てですけれども、都道府県のPCR検査機能を地域の医師会等に委託するスキームという、ちゃんとこういう紙が来ていますね。ぜひこういうのも見ていただいて、PCRにするのか抗原抗体にするのかはちょっと今後いろいろ財政の問題とかありますけれども、補助金もこれ出ますから、ぜひ活用していただきたいと思います。

3要旨目に少し入っていきたいと思うんですけれども、午前の質問で同僚議員からあった際、学校に何個ぐらい検査キットが来ますかということで、16セットの160個、町長、聞いて十分だなと思ったか、こんなものかと思ったか、率直な意見をお伺いしたいんですけれどもどうですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

数について多いか少ないかということですが、生徒の数とか考えた場合にはどうなんでしょうとか、この使い方について随分厳しくといたしますか、丁寧な指導があるようでございます。やはり本来は検査をきちっと受けるべき状況でありますし、そういう子供さんが学校に来ないといいますか、休んでですね。そういう状況があるべきであります。そういった場合に、本当に緊急で病院のそういった措置がなかなか難しいという場合に、そういったことで検査をしてくださいというような文部科学省からの指導があったと聞いております。したがってああいったもの、検査するということについては、そういうことでいいことなんでしょうけれども、どういった使い方をするかというんですかね。そういったことについてのものをきちっとしておかないと、ただやみくもにやればいいというものでもないでしょうし、そのことによって例えばさっきも言いましたけれども、違った判断になった場合のこと等々も出てきますので、

数のこともさることながら、使い方については慎重に検討といいますか、やっていかなければならないものだと勉強させていただきました。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

私は全然足りないと思います。これ8月25日の事務連絡なんですね、文部科学省からの。小中学校、幼稚園に対して最大約80万回程度と、私もちょっとラジオでこのやり取り聞いていたんですけれども、その質問した方は学校に10個ぐらいしかいかないんじゃないのという質問をされていました。本当にそのとおりだったんですね、これを見たらね。なので先ほど私が申し上げた、2要旨目とちょっと重複するんですが、こういうキットを学校等に配って、要は12歳以下は打てないんですから。症状が出そうな子は恐らく保健所で、濃厚接触者は保健所で追うと思うんだけど、濃厚接触者でない子の検査にも使えるし、これこの中の文言で教職員と速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒となっているのね。ちょっとこの辺がよく分からないんだけど、児童用じゃないんだよね。これ全体の児童用じゃないから数が多分少ないし、もともと抑えている数が少ないのかもしれないんだけど、やっぱりその辺は子供たち今ね、ちょっと不安なんですね。我が母校でも出ましたけれども、やっぱりちょっと不安を抱えている生徒さんが多い。本当にちょっとの風邪の症状で休んでいる子たちも多い。そういう意味ではやっぱりこういう簡易的なキットを、例えば購入するなり何なりして、今後ぜひやっていただきたいと思いますけれども、町長、いかがですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった検査をするということで、安心されるということの効果はあると思います。何回も言いますが、それがどのレベルの確率なのか、おっしゃったとおり熱があった子供さんが、例えばそれを使ってそのときに陰性といいますか、出ないという形になって、その結果がですね。それで来た結果、そうでなかったとか、それを

考えたらどうしようもないだろうと言われるかもしれませんが、そういったこともあり得るんだと思います。そういったキットとかというものについては、やっぱり今出てきたばかりのもので、見たことがありませんけれども、確率は何%ぐらいですというような断り書きもあるようですので、そういったものでやった場合にはどういったときに使うのか、どういう対応をするのか、対応といいますか、その辺をきちっと決めて、そして皆さんから理解をもらった中でやらないと、今度は検査を受けたんだとやみたいな話になって、子供の世界ですからいろいろなことがあると思いますけれども、心配ばかり言えば切りがないんですけれども、そういったこともあるのかなと思います。検査をして早めに知るということについては、それは有効な手段だと思いますが、その方法とかやり方についてはいろいろ課題があるのかなという気がしております。

議 長 (高平聡雄君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

ぜひ今後研究されて、いじめ、嫌がらせの助長になるかもしれないし、ならないかもしれないし、一番はやっぱり子供たちが安心して、先生方も安心して、先生方も不安だと思うのね、今。やっぱりその辺もしっかり考えてあげて、今後こういうものに助成金なり補助金なり、もし出せるのであれば、その辺も考えながら、恐らくまだまだ長く続く戦いだとは私は思っています。本当に明日からもうぱあっと明るい未来が来るとは私は考えにくい。やっぱり長くうまく付き合っていくような体制になっていくのかなと思いますから、その辺は十分留意いただいて、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

以上で2件目を終わりたいと思えます。

議 長 (高平聡雄君)

ここで暫時休憩します。

再開は午後2時10分とします。

午後 1時56分 休 憩

午後 2時 9分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

それでは3件目をお尋ねをいたします。

子供のインフルエンザワクチン接種助成拡充を、でございます。

令和2年10月1日から開始された15歳までの子供に対するインフルエンザワクチン接種助成事業は、多くの住民の方から高い評価を得ている事業であると感じております。お声もいただいております。一昨年と比べ、どのぐらいの効果、接種人数の増加等があったかお尋ねをいたします。さらには、接種助成の年齢を現在の15歳から18歳までに引き上げるべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、令和2年度より開始いたしました子供インフルエンザワクチン接種費用助成事業につきましては、生後6か月から中学3年生まで、1回当たり1,500円を上限に助成するものであります。開始初年度の実績は、接種率で生後6か月から小学6年生までが54.28%、中学生が67.48%となり、延べ4,434人の子供たちに利用をいただきました。昨年度の実施に当たり、担当の健康支援課では、各種乳幼児健診のほか、町内の保育園、幼稚園、小中学校を通じて、保護者へ案内チラシを配布し、周知を図り、利用を促しました。接種率の目標は設定しておりませんが、できるだけ多くの子供たちへという意味からしますと、もう少しご利用いただきたかったというところがございます。今年度実施へ向けての課題であると考えております。

一昨年と比べてどのぐらい効果があったのかというご質問ですが、インフルエンザワクチン予防接種につきましては、65歳以上及び60歳以上65歳未満であって、一定の障害がある場合が定期接種の対象とされており、子供につきましては、あくまで任意

の接種でありますことから、接種人数等の集計はされておりました。今後、助成事業を継続していくことによって、より多くの子供たちに利用いただき、事業効果を上げてまいりたいと思います。

次に、助成対象年齢を15歳から18歳へ引き上げてはとのご提案でございますが、県内各自治体の助成状況は様々であります。昨年度は新型コロナウイルス感染症との同時流行予防の目的から、多くの市町村で対象年齢を拡大しましたが、今年度は従来の枠に縮小する予定の市町村が多い状況でございます。本町の子供インフルエンザワクチン接種費用助成事業につきましては、事業開始2年目でもありますことから、幅広く情報を収集しながら、今後の事業充実と効果浸透を図ってまいりたいと、このように考えております。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

ただいまご答弁いただきました。昨年はちょっと新型コロナの件もあって、恐らくもう少しご利用いただきたかったということですが、やむを得ない事情かなと私は思いますし、このマスク、手洗いによって随分本当に何年ぶりぐらいの数でしたよね。去年のインフルエンザワクチンの罹患者というのは、やっぱりそういう部分もあったのかなと思います。しかしながら、やはり接種をした親御さんたちからは、非常にいい施策だと、私は同世代、親御さんがおりますから、非常にいい施策だというお言葉をいただいて、ああ、ありがたいなと思っているところでございます。これ、要は大和町は新子育て医療費助成は18歳までですよ。どうしてインフルエンザのほうは15歳なのかなと、素直な疑問を覚えるんですけれども、この辺はどうお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どうして18か15かということで、決してこれが18だからこっちも18ということではなくて、今回のものにつきましては、中学生までという考え方の中で、まず実施して

みたところでございます。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

ちょっと伺ったところによると、15歳あたりは受験生ということで、なお注意というんですか、そういう接種をしたほうがいいというご判断だったということで、他市町村も割と15歳、18歳、ご答弁にあったとおり様々ですけれども、あったかと思いません。

もう1点お尋ねしたいのは、例えば16歳から18歳の現在の人数とこの接種のパーセンテージ出ていますよね。これを掛けたりするとある程度その必要経費、必要経費じゃないな、このぐらいの金額がかかるんじゃないかなというのが出るかと思うんですけれども、その辺お尋ねしてよろしいですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

もし延長した場合の経費ということだと思います。人数的にはいわゆる高校生、15歳から17歳までということですと、約750ぐらいですかね、トータル。接種の推定パーセント、いろいろあると思いますけれども、去年の状況とか平均したところを見て67とか70とかと80万円ぐらい。100%でやった場合には114万円ぐらいの、1,500円とした場合ですね。という単純計算ですけれども、そうなります。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

本当にご答弁いただいて、この金額なら町長はどうですか。任意接種ですから、ぜひやっていただくべきだと私は思いますよ。町民の皆さんも負担軽減になりますし、高い金額の高い安いじゃないのかもしれないけれども、やっぱり今、こういう状況下

でもありますし、ぜひこういうのをすすめていただくべきだと私は思いますし、今後恐らく、先ほどの質問に戻るかもしれませんが、コロナワクチンの接種に対しても恐らくこれからお金がかかってくるのではないですかね。ブースターも含めて。全部国費でやっていくって、私は不可能じゃないかと思っているんですね。今後、来年、再来年、その次の年になるかもしれないけれども、要はインフルエンザワクチンと同じような扱いになってくれば、何種とかいろいろあってその辺の議論もあるかと思うんですが、そういう意味では対象人数からしてもある程度把握もできますし、金額もこのように、町長おっしゃった金額で済むじゃないですか。ぜひやるべきだと私は思いますけれども、町長、今一度ご答弁をお願いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
助成金といいますか、金額については議員おっしゃるとおり金額が高い安いという問題とはまた違うと思います。コロナの関係はまだ今後どうなるのか、それについてはまだまだ見えないところですし、3回目とかという状況もあります。それが全て国費かといったときにも、全然分かっていない状況でございます。そういった状況で、コロナはまだ見えてきていないところです。このインフルエンザにつきましては、去年、そうやって延ばしてスタートしてみたところでございます。結果、こういう形で利用いただいておりますところでございます。今後の状況につきましては、インフルエンザのおっしゃるとおり今年非常に少なかったといいますか、そういった状況、これはもちろんワクチンの接種もあったでしょうし、手洗い、うがいの励行によってそういったものも非常に減ったという状況もございます。引上げとかというのにつきましては、もう少しちょっとだけ状況を見たいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）
ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますし、恐らくコロナが収まると今度はインフルエンザが増えてきたりとか、いろいろな状況が今後予測はされるかと思うん

ですね。やっぱりそういう意味ではある程度、今本当に生活に困っている方、いっぱい世の中にいますし、そういう意味ではやはり公費である程度そういう部分、確かに1,500円なのかもしれないけれども、こういう部分をしっかりと押さえていって、家計の負担の軽減にもなりますし、子育て世代の支援ということで、町長の施策にも私は合致すると思っておりますから、ぜひもう少し様子を見るということですけども、検討いただいて、今後頑張ってくださいと思います。なお、行政の皆さん、そして医療従事者の皆さん、本当に今、一生懸命体を壊してまで頑張っていると思います。ぜひ今後とも、もうちょっとだけ、もうちょっとだけじゃないのかな。もう少し頑張ってください、町民の安心安全に力を注いでいただくことを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（高平聡雄君）

以上で馬場良勝君の一般質問を終わります。

2番児玉金兵衛君。

2番（児玉金兵衛君）

それでは通告に従いまして、1件質問をいたします。

吉岡地区にぎわいのトーチに火を灯せ。

この夏、にぎわい創出に向けた大和町アンケート調査が、町内全域を対象に実施されました。吉岡地区の既存商店街を舞台に、図書館機能等を備える多目的施設の整備検討へ向けた、にぎわい創出事業のキックオフであります。協働による中心市街地の活性化へ期待の声を集めたいところですが、身近な町民からは、漠然とした施設計画とその必要性に戸惑いの声を多く耳にしております。果たして意図は十分に通じているのでしょうか。そこで以下、町長のお考えを伺います。

1 要旨目。アンケート実施に至るまでの経緯と、想定した地域課題は。

2 要旨目。今後のスケジュールは。その実施に当たり、重視すべき点は。

3 要旨目。吉岡地区のにぎわいとは何か。そしてそれをつくり出すために必要なものは何か。

以上です。

議長（高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは児玉議員の吉岡地区にぎわいのトーチに火を灯せの質問についてお答えをします。

1 要旨目のアンケート実施に至るまでの経緯と想定した地域課題についてでございますが、このにぎわい創出事業は、商店街を活性化することで、にぎわいのある町を実現していくために、人々が集い、にぎわう学びの場を整備していこうとするものです。そのためには、子供から大人まで、様々な世代の方々に商店街へ足を運んでいただく必要がありますことから、皆さんが利用したくなる施設を整備することが非常に重要であり、そのために不可欠となる利用者の目線で見えたニーズを把握するため、アンケートを実施したものでございます。

現在、既存商店街では、閉店した商店が増加しており、商店街を目的として街に来る人々は減っていると推測できますことから、いかに商店街に足を運んでいただくかということも重要な地域課題の一つと考えております。

昨年度、第5次総合計画の策定に当たって、町民アンケートを実施しておりますが、既存商店街のにぎわい創出に必要な機能や空間としては、飲食店舗、カフェ等、また同じように食事処、また娯楽施設、利便性の高い駐車場、道、道路ですね、商業施設、文化施設、図書館等が上位に上がっております。町の中でうまく機能を分担し、商店街へ人の流れを生み出すため、どのような施設なら足を運びたくなるか、それに合わせてどのような取組をすれば、にぎわいを生み出すことができるのか、今回のアンケートで把握して、具体的な事業の検討を行ってまいりたいと考えているところです。

次に、2要旨目についてお答えをします。

現在、アンケートの集計を行っているところでありまして、今後、事業案や事業手法の検討に入ってまいります。その前提としまして、町民の方々の意見は非常に重要でありますことから、これから本事業の検討に協働し、参加していただく町民の方々と共に、町民懇談会、ワークショップを開催することとしております。それと並行して、役場内に事業検討委員会を設置し、事業案の検討を進め、事業を取りまとめたいと考えております。

にぎわいの創出には、実際のにぎわいを創出する主体となる町民の皆様の意見が重要でありますので、先に実施したアンケートとワークショップの意見を基に、人々が集う場所をいかに作り上げていくかということが大切になってくると考えております。

続きまして3要旨目のご質問にお答えをします。

吉岡地区は、江戸時代から続く旧宿場町であり、当時の面影を現在によみがえらせるという観点では、映画「殿、利息でござる！」にも描かれたような、人々が町中をにぎやかに往来する光景をつくることであると考えております。一方、現在のにぎわいという観点からしますと、核となる施設に人々が集い、そこを拠点に商店街の各店舗や現存する歴史的、文化的資産を訪問していただき、全体として人々が集い、学べる場であると考えます。

こういったにぎわいをつくり出すためには、まずは強い集客力を持った核となる施設整備ということが必要と考えております。そのための事業案の検討、今後、町民の皆様のご意見や民間企業の知見もいただきながら、行ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長 長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

それでは、町長の答弁を受けまして、再質問に入ります。1要旨目から入ります。

ご答弁いただきましたその答弁の中身、もちろんおおむね理解できるんですけども、もうちょっと町民の側に寄り添った、そこにこのご答弁の中身に通じる町長の思いみたいなものをこれからの3要旨の中で少しずつ深掘りして、それを町民に伝えられれば良いなと思って質問を開始いたします。

まず1要旨目でお伺いした地域課題についてであります。

答弁の中では、衰退する商店街の現状というものが、そこににぎわいを取り戻したいというのが地域課題でございました。それに限るものでしょうか。今の中心市街地には、例えば地域コミュニティの希薄化とか、特に若い世代がもう町から出て行ってしまって、いろいろな公のコミュニティにおいて、すべからく何か担い手不足という問題がどこに行っても内在しているような気がします。役場としてもなかなか地域に呼びかけるときに、若い人材がいなくて、日中もなかなか動ける人がいなかったりして、大変困る状況というのがもしかするとこれからも深刻になっていくかもしれないし、実はこの町場の機能とはそういうところが大事だったんじゃないかなと思います。そういう地域コミュニティの希薄化とか、あとは例えば世代間、若者だけじ

やなくて、お年寄り、子供、その世代間のコミュニケーション、つながりもなくなっている状況、閑散とした商店街、ただ登下校、歩くだけの子供たち、そういうお年寄りの見守りもだんだん薄くなり、だんだん世代間のつながりというものも分断され希薄になっているのではないかと思うわけです。

やっぱりこれから未来を担う子供たちのよりどころ、商店街ってそういう例えばお菓子を買ったり、学校帰りに寄れるお店があつたり、何かあつた場合、けがをした場合にすぐ寄り添ってくれる大人が、すぐ駆けつけてくれる大人がいたり、そういう公の助け合いというか、そういうものが本当は大事で、単にお店がどんどんなくなっていったって衰退して、表面的にはそうなんですけれども、その商店街に限らないたくさんの、それはどこの自治体でも一緒かもしれません。そういうたくさんの問題、地域課題が横たわっていると私は思うんですけれども、町長、今の中心市街地、あえて商店街と言わないで、私は市街地と言いたいんですけれども、そういう問題、複数抱えている状況であると思いませんか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

市街地という言い方、商店街は確かに商店が少なくなっていますので、そういう形でございますが、その原因としての中にそういったトータル的なコミュニティーがなくなってきたといえますか、希薄になってきたということは、そのとおりだと思います。商店街に限らないことかもしれませんけれども、どうしてもコミュニケーションの場がないといえますか、そういったものは昔という言い方はまずいかもありませんが、以前と比べたら全てそういった状況は現実にそのとおりだと思っております。そういったことでありますので、そういったコミュニティー、コミュニケーションの場、そういったものが復活するといえますか、それでわざわざとにぎやかな人の行き来が感じられるような、そういったもの、町、地域にするための手だてというのをこれまでもずっと考えてきたわけでおるところでございまして、課題としてのそういった、さっき議員がおっしゃったような課題については、全くそのとおりだと思っております。

議 長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

だとするとこの町中の中心部に横たわる問題、それを解決する答えってなかなか、町長、どうでしょう、もう20年以上まちづくりのプロフェッショナルとして仕事に携わってこられて、今この問題に直面されて、さてこの問題の難易度といいますか、簡単に解決できる問題だと思えますか。どのように思えますか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

簡単に解決できるものではないと思っております。町の課題としまして、商店街の活性化ということはずっと20年以上前からあったと思っております。その頃は商店街と言いましたが、要するに様々な課題があった中で、なかなかその課題を解決するための目に見えた状況が見えてこない問題、1つではないんですけれども、その中のこの活性化については大きな課題だと思っております。

議 長 (高平聡雄君)

児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

そうですね、今、目に見えないとおっしゃいました。やっぱり目に見えない中、日々の暮らしの中で、じわじわと実感はするんですけれども、なかなかその解決策が見つからないまま、その日々の暮らしに終わってだんだん時間がたっていくという状況の、その商店街の一員として私も生きてまいりました。状況が見えないので、まだまだ自覚もしていないし、及びもつかない課題みたいなものもこれからもしかして出てくるかもしれません。

さて、先ほどのご答弁の中に、来年度からスタートする第5次総合計画の町民アンケートにより、多目的という要素の中に、町民から例えばカフェとか食事処とか娯楽施設とか、あとはインフラ、駐車場、道とか、それから文化施設というものも多々上げられたんですけれども、とてもこれから10年後を見据えた総合計画、町民が参画し

ながら、いわゆるその課題の深刻さというよりは、これから皆さんが参画して楽しく考えていきたいと思いますという雰囲気が、カラフルな総合計画の骨子を初め、その計画のレジュメの中から伝わってきました、非常に私は好感を持ちました。今ちょっと参画と言ったんですけれども、その中心部にはたくさん問題が横たわっており、それを解決するのは一筋縄ではいかない。とすればどうなのでしょう、このアンケートから抽出された、例えば楽しいもの、それをちりばめれば、行政サイドから見れば、町民が欲しいものを与えればそれでいいのか。それともそれを逆に町民の側から見ると、自分たちから役場の力を借りて引き出されるもの、自分たちで生み出すもの、町民から見るとそういう味方もできるわけなんです。

町長、どうでしょう。今ちょっと大事なところなので、頭を整理しながらゆっくりしゃべっているんですけれども、このにぎわい創出事業に限っては、創出、いわゆるつくり出すということですね。参加、これから参画する町民の皆さんが少しでも自分の考えを勇気を持って述べて、そして一緒になってつくり出すことにしっかり参画できる、夢中になれるようなそういう環境もぜひつくっていただきたいんですけれども、どうでしょう、そういう狙い、町長、そういう狙いをお持ちでしたでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

住民の参加といいますか、それは常日頃言っているところでございます。これまでいろいろなワークショップとかいろいろやってきているところでは、そういった住民の方々の声といいますか、考えを教えてもらう、聞く、提案してもらうという目的で進めてきているところでございます。町として与えるという表現をされましたけれども、建物を造ったからそれを与えたとかということではなくて、それは1つの起爆剤で、拠点といいますか、そこからどンドンどンドン大きくなっていくためのスタートの準備ということになりますので、町の事業というのは大体そうだと思うんですけれども、ものを造ってそれで終わりということではない。何かやるにしてもそれだけで1回で終わりではないという、それを基に住民の方々に参加してもらった中で、それを盛り上げてもらうとか、一緒に混じり合っていくとか、そういったものであると考えておりますので、その生み出すとおっしゃいましたけれども、それはそのとおりの生み出す場といいますか、生み出すきっかけといいますか、そういったものづくり、

そういうものを町として準備をして皆さんに拠点、拠点というとハード的に聞こえてしまいますけれども、いろいろな意味での拠点となるべく事業というふうに考えております。

議長（高平聡雄君）
児玉金兵衛君。

2番（児玉金兵衛君）

その拠点を一つの一里塚とすると、まさにそれをつくるまでの歩みというんですか、その拠点も頼った上でのまたその次の段階の歩み、その間が大事だという今、そういう意味のご答弁をされたと思うんですけれども、まさに地域課題が町民みんなの日々のたゆまぬ歩み、努力で克服されれば、その地域の課題も地域の価値に変わり、まさにみんなで歩いていく過程が、まさに今、国がよく言うんですけれども、地方創生ということになるのではないかと思います。最初に問題提起させていただいたんですけれども、ぜひこのにぎわい創出の地域課題を商店街に限定せずに、その重荷を商店街だけに負わせずに、逆の発想をすると、これから生み出すにぎわいの受け皿、恩恵を商店街だけに収めずに、町中に広げられるように。

例えば吉岡の地区はこれから小学校が建替えになって、子供たちがさらに輝き出す、文教地区として、あとは歴史豊かな宿場町として、もちろん古きよきたたずまいを残す商店街として、多彩な魅力と可能性に満ちております。それを起こせるのはこれから参画する、そしてその人たちの家族、仲間、全ての町民がそれに参画できる権利があるわけです。それをまず一言で言うと、2要旨目に対するご答弁で町長からいただきました、協働という言葉に集約されると思います。1要旨目ではたくさんの地域課題があって、それを協働によってこれから難題を協働で解決しながら、未来に向かって新しい価値をつくり出していくということを確認させていただきました。

それでは、今出た協働ということが2要旨目の私の質問で、このにぎわい創出事業でどのように生きていくかということ掘り下げて、続けていきたいと思います。2要旨目に移ります。

ワークショップ、町民懇談会、これから継続していくという、展開していくというご答弁をいただきました。その実施に当たり、重視すべき点は何でしょうかという質問をさせていただきました。ご答弁を拝聴いたします限り、それは重視すべきは町民の意見、一番重要だというご答弁をいただきました。もしそこにちょっとだけ私の補

足をつけさせていただくのであれば、その町民の意見が出る前提の町民との、町民同士の対話が重要ではないかと思えます。総務常任委員会にて、まちづくり政策課から町民懇談会、ワークショップのグループ予定表をいただきました。それを見ると、本当に子供からお年寄りまで、皆さんグループで参画できるメニューになっています。特に私が嬉しいなと思ったのが、小学校6年生、それから中学校2年生の合わせて14名という少数なんですけれども、子供たちの意見がこのにぎわい創出事業のワークショップに取り入れられるということを知りまして、大変嬉しく思っております。あえて子供たちをこのワークショップに組み入れた、その町長の狙いというのはどこら辺にあるんでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回のワークショップにつきましては、お話しのとおり小学校、中学校の生徒さんにも参加してもらおうという形で、また、若い世代の方々、あとは学校に行っているお子さんをお持ちの方々、また商店街の方々、そういった年齢幅をいつもより広く取ったところでございます。通常なかなか学校といいますと、時間的な問題とかもあってあれなんですけど、今回、そういった協力をいただけるということでありましたので、参加してもらおうことで、注目しております。どういった意味があるかということでございますが、町ですので、みんなの町なものですから、当然それは子供であれ大人であれ、こういった町が好き、こういった町にいたい、自分のふるさと、思いがいろいろあるかと思えますので、そういった意味で幅広く意見を聞きたいということ、あとどうしても大人といいますか、我々ですと先入観みたいなものがあって、よかれと思ったことが意外にその年代の人たちには、そうではないことはないのかもしれませんが、大人の勝手な考えみたいなものがあつたりもしないでもないかもしれません。そういった意味でも子供さんたちとか、幅広い年齢層の方ですね、多くの方々に、その施設だけではないんですが、活用してもらおうということ、多くの方々がにぎわいをつくるという意味では、どの年代層ということではなくて、みんなが楽しいとか、そういったことが大切だと思いますので、そういった思いの中で皆様のご協力をいただくことにしております。

議長 (高平聡雄君)

児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

やっぱり子供は子供の意見、年寄りも年寄りの意見みたいなものがあると思います。子供の意見というのは、夢があるけど突飛な意見もあるかもしれません。でも子供にとって、まちづくりに参画できた、そして緊張したけど町長さんとお話しできたとかという経験が、多分これから大きくなって、家庭や仕事を持って世界に飛び出すと思うんですけども、いつかまた町のことがいつまでも記憶として残っていて、必ず町に貢献してくれる人材になっていくのではないかなと思います。そういう意味で若いとか若すぎるとか、子供たちもこういう経験をさせるということに、すごく感動を覚えます。そのほかにも子育て世代とか、それから各行政区の代表とか、あとは商店街、黒川商工会から選抜した、やっぱり商店街を今、一生懸命担っている店主の方々とか、幅広い皆さんに参加いただくんですけども、いかにせんちょっと人数的には全て合わせても42名、ちょっと少ない、私が想像していたよりもちょっとごちんまりとしているかなという気がいたします。仕事ですので、人数ということと、それから期間ということはもちろんしっかり事業として形をつくって進めていかなければいけないと。

この意見聴取も12月中盤までということで、これからワークショップが展開されていくと聞かされておりますけれども、想像するに一番残念なのは、時間切れでもっと言いたかったのにとか、やっぱりこういうことを思いついたとか、なかなか時間がなくて本当はいいことが言えなかったみたいなことがあると、往々にして役場の会議って少し堅苦しくて緊張するものですから、私の経験からもなかなか言いたいことが言えないということがあるんですけども、できましたら町民からいい意味で選抜された皆さんを、ある意味まちづくりのこれからの、このワークショップだけに限らない、これからの人材として大事に育てていただきたいと思います。その人材とこのワークショップを通じて対話をして、これから生かしていくと。

前、まちづくり総合研究所の質問をさせていただいたときも、町長はこれからも、まさにこれのことかなと、今、思うんですけども、たくさんまちづくりのワークショップをこれからも展開して行って、町長自体、どんどん町民と触れ合って出会うというお話をされたんですけども、まさにその延長上に今あるという認識でよろしいですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

住民の参加という意味においては、同等といいますか、全く同じ組織ということではない状況ではありますけれども、考え方、コンセプトは一緒でございます。その人数の問題とかにつきましては、確かに多ければ多いほどいいということがあると思っておりますが、グループ分けで討議といいますか、お話しをするという等々も考えた結果、この人数になったというところでございます。

あと時間が足りないというのはちょっと私も心配しているところでして、特に今、コロナの中でございますので、会議を、そんなことを言ったら言い訳になりますけれども、やる時間の問題とか、その期間の問題とか、そういったことについてはちょっと何か工夫をしないと、あるいはちょっと何かしないと、十分な意見がいただけないのではないかという心配もしているところでございますが、できる限りそういったこと、皆さんの意見を十分聞けるような体制はできる限り取りたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

まずこのにぎわいを創出するというのが、かなりやっぱり一筋縄ではいかない、腰を据えてかからなければいけない問題だということであれば、仕事は仕事として、締切りはあるんですけども、そのワークショップの内容、対話、その対話の中身というものを重視して、例えば臨機応変に期間を延ばしたり延期したりしながら、なるべく楽しく参加者が意見を発言できて、ほかの方の意見を吸収して、それが家に帰ってからお父さんお母さん、家族、仲間、友達、商店街、仕事仲間、たくさんそこに限定されない、そこだけで限定されない、外にどんどん飛び火していくようなワクワク感みたいなものをうまく演出していただきたいなと思います。

2 要旨目の最後に、ところで町長のイメージでは、これらワークショップ、役場の中でも検討委員会を組織すると聞かされましたが、町長自体は今回のにぎわい創出のワークショップを使って、どの程度町民の方たちと対話をしようと思っていらっしゃ

いますでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
どの程度ということでございますけれども、ワークショップにはできる限り参加をするという考えでおります。

議 長 （高平聡雄君）
児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

やっぱり町長にはにぎわいのその対話の輪の中にいつもいただければ安心でございます。町民はやっぱり緊張しますけれども、町長に自分の気持ちを伝えて、町長から素直な言葉や説明や、とにかく町長と対話する経験も皆さんなかなかないので、非常にいい機会ですし、やっぱりそのことで、ああ、町に、町長さんに自分の意見を聞いてもらったという経験がいつまでも残るものだと思います。このにぎわい創出事業が、アンケートが終わって、今、ワークショップがこれから展開する流れの延長に、いい形をつくっていくためには、このワークショップでいかに町長が町民と触れ合うか、対話をするか、いわゆる町長のこの事業に賭ける本気度をこのワークショップで町民の人たちにどうPRするかということにかかっていると思います。

3要旨目で、いよいよ核心に触れるんですけども、にぎわいとはということで、町長の本気度みたいなものを中心にして、3要旨目に移りたいと思います。

先ほどのご答弁の中で、吉岡地区のにぎわいってちょっと抽象的な質問をしてしまったんですけども、例えば昔の宿場の名残を生かした、「殿、利息でござる！」のPRを使って、町の中のにぎわいを創出したこと、人々が町中をにぎやかに往来する光景をつくることと書いてありました。そのとおりで、「殿、利息でござる！」の観光案内所、吉岡宿本陣案内所、開館して5年、ほかの自治体がうらやまほどの独自の歴史の情報をしっかりアーカイブした歴史情報の宝箱でございます。周りの自治体、特に奥州街道にご縁のある宿場町の自治体は、とてもうらやましがって見ていると思います。

なかなか高齢化が進む中で、生き字引のお年寄りやいろいろなことを研究されている方、どんどん高齢化して伝える力自体が今なくなっている時代です。それをこの映画をきっかけにして、しっかり拠点を設けて、そこにしっかり人を集めて活躍していただいて、それを情報発信している、その大きさはともあれ、それに見合ったしっかりとした、それなりのにぎわいを商店街に呼び込んでいると私は思います。

にぎわいをつくり出すのもやはり2要旨目と同じで、対話とそれから一緒にやっていくという協働の姿勢が大事だと思います。なのでここもちょっと大事なところなので慎重に聞きたいんですけども、質問でもありましたなかなか町民に今回のビジョンが漠然としていて、なかなか伝わりにくいというお話がよくあるんですけども、私、それはそれでいいと思うんです。何となくふわっとして漠然としていること、なかなか見通しが細かいところまで町民の人が、一体これはどういうことなんだろう、どうなるんだろうということ自体、興味を持ってもらうこと自体もいいことですし、これからワークショップやいろいろな活動を通じて、町民がそこを埋めていけば、それはそれでいいのではないかと思います。町民が感じる漠然性、今、いろいろな町民がどうして図書館なのとか、多目的施設ってなにができるんだろうと思っていること、まちづくりに参加する、それをきっかけにさせていただきたいんです。なのでワークショップだけではなく、様々な町民が参画できる機会というのが私どもも動いて、これからたくさんつくって、その輪の中にまた町長に入っていただければ、もっともっと今回のプランの事業の底上げができるのではないかなと思っています。

今はコロナでなかなか活動の機会は限られていると思うんですけども、町長、毎月の広報たいわで触れ合い懇談会というのを展開されています。今ちょっとコロナでなかなかできないと思うんですけども、どうでしょう、触れ合い懇談会もこれから対応されて、PRされて、改めて。そして町民と接していただく、そういう機会をどんどんつくっていただくというのはいかがでしょうか。

議長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

触れ合い懇談会につきましては、今、やめている、コロナの関係はもちろんあるわけですけども、継続的にずっとやっているところでございます。なかなか申込みがないということで、回数的には少なくなっておりますが、毎年、定期的にやっていた

だけのグループとか、そういったこともありますし、その懇談会を催してもらえるといいですか、皆さん、お集まりいただいて、そういった話す機会をとということ、こちらからお願いしているところがございますので、ご都合のいいときに言っていたければ、こっちも都合は一応ありますけれども、そういったことは積極的に参加といいですか、出向いて行って、そういった機会は多く持ってもらいたいと、こちらからもお願いしたいと思います。

議長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

3 要旨目の質問でも述べました、それをつくり出すために必要なものは何かと、にぎわいをつくり出すために必要なものは何かと、先ほどのご答弁いただきますと、集客力のある、まず施設をしっかり設置したいという答弁でした。先ほど申しました本陣案内所、規模はもう少し大きいものを想定されていると思うんですけれども、とてもいい例だと思います。いわゆる繰り返し述べることになりましてけれども、にぎわいは対話と協働の果てに生まれる熱意ではないでしょうか。

本陣案内所のこの5年間を見ていると、関係するスタッフの皆さんの日々の歩み、それから一時にとどまらない内容の掘り下げというんですかね、研鑽、磨き込みというのがひしひしと伝わってきます。町民が協働して対話を重ねることによって、そこから熱意を発していく、そして最終的にだんだん方向性が見えてきて、熱意が最終的に収まるのが核となる施設であるのが一番理想かなと思っております。ちょっと概念的に説明ばかり長くなってしまったんですけれども、このにぎわい創出事業を1 要旨から3 要旨まで分解して、町長の意図をお尋ねしておりました。

まとめますと、中心に市街地の活性化、あえて商店街とは言いません。中心市街地の活性化には、様々な難しい課題が眠っています。それを克服する協働の歩みはその地域課題を地域価値に変えます。そして2 要旨目で、協働とは対話のこととございます。その対話を重ねるごとに、行く先の具体的な形が見えてくるものだと思います。そしてその形を決めるのはリーダー、町長の町民に対する本気度だと思います。本気の対話と協働から巻き起こる、双方から巻き起こる熱意、にぎわいの創出というのは、まさにみんなで協働する熱意の創出のことなのではないかなと思います。

最後に、終わりのない新しいまちづくりから生まれたこのにぎわい創出事業ですけ

れども、課題の大きさからも分かるとおり、1年や2年ではなかなか解決できない、本腰を据えて長く取りかからなければいけない問題であるかなど。問題でもあり、それがやりがいである価値でもあると思うんですけども、最後に、それを最後までしっかりやり遂げる町長のご決意をお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まちづくりにおきまして、市街地の活性化もさることながら、全体の活性化ということが大切でございます。その中で町の今までの課題としての市街地の活性化、これまでもいろいろ協力をお願いしながら取り組んできたところでございますが、なかなかそこから抜け出せないといえますか、状況にあった現状でございます。

今回、様々なご意見の中でそういったハード的なものでいえば施設も含まれますけれども、改めて住民の方々、町民の方々に参加をいただきながら、今、議員がお話しされたように、協働、対話、そういったものの中でまちづくりがまた動き出すといえますか、さらに一歩動き出すということでもありますので、当然町としてといえますか、私もそういったことについては、大きな課題にこれまで取り組んで来た部分の、もう1つのステップアップのため、全力を尽くしてまいりたいと思っておりますし、そのためにはもちろん私はやってまいりますけれども、住民の方々、議員初め住民の方々の本当に協働、熱意、私だけではなくて、そういったご協力も必要でございますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。頑張っております。

議 長 （高平聡雄君）
児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）
これで一般質問を終わります。

議 長 （高平聡雄君）

以上で児玉金兵衛君の一般質問を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 6 分 延 会